

関税暫定措置法

注 令和七年六月一日現在

（昭和三十五年三月三十一日法律第三十六号）
改正

昭和三十六年三月三十一日法律第二十七号
昭和三十七年三月三十一日法律第五十二号
昭和三十八年三月三十一日法律第六十八号
昭和三十九年三月三十一日法律第三十一号
昭和四十年三月三十一日法律第三十号
昭和四十一年三月三十一日法律第三十八号
昭和四十二年三月三十一日法律第七号
昭和四十二年五月二十七日法律第十一号
昭和四十三年三月三十日法律第五号
昭和四十四年三月三十一日法律第七号
昭和四十五年三月二十七日法律第五号
昭和四十五年四月二十四日法律第三十二号
昭和四十六年三月三十一日法律第二十六号
昭和四十七年三月三十一日法律第六号
昭和四十七年十一月十五日法律第二百二十五号
昭和四十八年三月三十一日法律第四号
昭和四十九年三月三十日法律第十八号
昭和四十九年五月二十五日法律第五十八号
昭和五十年三月三十一日法律第十七号
昭和五十一年一月九日法律第一号
昭和五十一年三月三十一日法律第六号
昭和五十二年三月三十一日法律第十二号
昭和五十三年三月四日法律第五号
昭和五十四年三月九日法律第二号
昭和五十五年三月三十一日法律第七号
昭和五十六年三月三十一日法律第五号
昭和五十六年五月二十七日法律第五十四号
昭和五十七年三月三十一日法律第九号
昭和五十八年三月三十一日法律第十二号
昭和五十八年五月二十四日法律第五十三号
昭和五十九年三月三十一日法律第八号
昭和五十九年四月十三日法律第十四号
昭和五十九年八月十日法律第七十一号
昭和六十年三月三十日法律第十号
昭和六十年十二月二十日法律第九十六号
昭和六十一年三月三十一日法律第十五号
昭和六十二年三月三十一日法律第十三号
昭和六十二年六月二十日法律第八十号
昭和六十三年三月三十一日法律第五号
昭和六十三年十二月三十日法律第九十九号

平成元年三月三十一日法律第十三号
平成二年三月三十一日法律第十七号
平成三年三月三十日法律第十七号
平成四年三月三十一日法律第十七号
平成五年三月三十一日法律第十一号
平成六年三月三十一日法律第二十五号
平成六年三月三十一日法律第二十七号
平成七年十月二十五日法律第一百十八号
平成七年三月三十一日法律第五十六号
平成八年三月三十一日法律第十九号
平成八年五月二十九日法律第五十三号
平成九年三月二十六日法律第五号
平成九年五月三十日法律第六十二号
平成十年三月三十一日法律第二十六号
平成十年六月十二日法律第一百一号
平成十一年三月三十一日法律第五号
平成十一年三月三十一日法律第二十九号
平成十一年十二月二十二日法律第六十号
平成十二年三月三十一日法律第二十六号
平成十三年三月三十一日法律第二十一号
平成十四年三月三十一日法律第十六号
平成十四年十二月四日法律第二百二十六号
平成十五年三月三十一日法律第十一号
平成十五年七月四日法律第一百三号
平成十六年三月三十一日法律第十六号
平成十六年十一月二十五日法律第一百四十二号
平成十七年三月三十一日法律第二十二号
平成十八年三月三十一日法律第十七号
平成十八年十二月八日法律第一百五号
平成十九年三月三十一日法律第二十号
平成二十年三月三十一日法律第五号
平成二十一年三月三十一日法律第十四号
平成二十二年三月三十一日法律第十三号
平成二十三年三月三十一日法律第七号
平成二十四年三月三十一日法律第十号
平成二十五年三月三十日法律第六号
平成二十六年三月三十一日法律第七号
平成二十六年三月三十一日法律第十二号
平成二十六年十一月十九日法律第一百十号
平成二十七年三月三十一日法律第十号
平成二十八年三月三十一日法律第十六号
平成二十八年十二月十六日法律第一百八号
（平成二十九年三月三十一日法律十三号）
（平成二十九年六月十六日法律第六十号）
（一部未施行）

(平成三十年三月三十一日法律第八号)
(平成三十年七月六日法律第七十号)
平成二十九年三月三十一日法律第十三号
平成二十九年六月十六日法律第六十号
平成三十年三月三十一日法律第八号
平成三十一年三月三十日法律第十一号
令和二年三月三十一日法律第九号
令和三年三月三十一日法律第十二号
令和四年三月三十一日法律第十五号
令和四年四月二十日法律第二十七号
令和四年六月十七日法律第六十八号
令和五年三月三十一日法律第六号
令和六年三月三十日法律第九号
令和七年三月三十一日法律第十六号

(趣旨)

第一条 この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）及び関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）の暫定的特例を定めるものとする。

第二条 別表第一に掲げる物品で令和八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で令和八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

(国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率)

第三条 国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国（その一部である地域を含む。）を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関稅法第三条ただし書（課税物件）の規定にかかわらず、関稅定率法第三条（課税標準及び税率）の規定（前条の規定の適用があるときは、同条の規定）によるものとする。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(航空機部分品等の免税)

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、令和八年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 航空機に使用する部分品

二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材

三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品

四 税関長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材
第五条から第七条の二まで 削除

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から令和七年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をす数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌月の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関稅定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和七年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二 関稅定率法別表第○四〇二・一〇号の一及び二の(一)、第○四〇二・二一〇号の一及び二の(一)、第○四〇二・二九号並びに第○四〇二・九九号の一の(一)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第○四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第○四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第○四〇五・一〇号、第○四〇五・二〇号及び第○四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第十七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入する

もの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三 関税定率法別表第一〇〇一・一一号、第二〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・六〇号の二に掲げるライ小麦、同表第一〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇三・一一号、第一〇三・一九号の一及び二、第一〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の一及び三並びに第一〇四・二九号の一及び二に掲げる加工穀物、同表第一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇・一・二〇号の一の(ロ)のB、C及びDの(a)並びに第一九〇・一・九〇号の一の(ロ)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇・四・一〇号の二の(ロ)及び(三)、第一九〇・四・二〇号の二の(ロ)及び(三)、第一九〇・四・三〇号並びに第一九〇・四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇・六・九〇号の二の(ロ)のBに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 関税定率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇二・九〇号の三に掲げる米粉、同表第一〇三・一九号の四及び第一〇三・二〇号の三の(ロ)に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇四・一九号の二の(ロ)及び第一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇・一・二〇号の一の(ロ)のA及び(三)並びに第一九〇・一・九〇号の一の(ロ)のA及び(三)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇・四・一〇号の二の(ロ)、第一九〇・四・二〇号の二の(ロ)及び第一九〇・四・九〇号の一に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇・六・九〇号の二の(ロ)のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む)の返還に係るもの

五 関税定率法第九条第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の一般協定第十九条一(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定(第七条の六第二項第二号において「セーフガード協定」という)による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

三 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認めるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

四 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年(同表の一

五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において単に「前年」という。)までの過去三年間における各年(同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。第一号において同じ。)の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量(以下この項及び次項において「平均輸入数量」という。)に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量(次号及び第三号において「平均国内消費量」という。)に百分の十を乗じて得た数量以下の場合平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年(別表第一の六の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項において単に「前々年」という。)の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

五 前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の六の各項のうちに前年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品を含む項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

六 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第一号において「経済連携協定原産品」という。))に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(同号において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ。)」を除く。以下この項において同じ。と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。)」と読み替えるものとする。

七 第一項及び第四項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算

出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量（令和七年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項目の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和七年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項目に係る物品についての発動日についてその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和七年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

- 一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合 $(\text{課税価格} - \text{発動基準価格}) \times 0.1$
- 二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合 $(\text{課税価格} - \text{発動基準価格}) \times 0.6$
- 三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合 $(\text{課税価格} - \text{発動基準価格}) \times 0.75$
- 四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超え、た金額を超える場合 $(\text{課税価格} - \text{発動基準価格}) \times 0.75$
- 五 $(\text{課税価格} - \text{発動基準価格}) \times 0.9$

2 前項の規定は、別表第一の七に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合には、適用しない。

3 別表第一の七に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規定の適用を停止することができる。

第七条の五 削除

（豚肉等に係る特別緊急関税）

第七条の六 平成七年度から令和七年度までの各年度において、当該年度中の関税定率法別表

第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）、同表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の（）及び第〇二〇六・四九号の二の（）に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の（）に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（次項第一号及び第五項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和七年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第三項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 輸入に係る豚肉等が発動日前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合
- 二 豚肉等について関税定率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九条一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

3 第七条の三第四項の規定は、輸入基準数量又は協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第一項に規定する豚肉等の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（譲許適用物品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 第七条の三第六項の規定は、第一項若しくは第二項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

5 財務大臣は、平成七年度から令和七年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和七年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和七年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

第七条の七 経済連携協定に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第二号、第七条の十及び第八条の二第一項において同じ。）、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税率法別表に定める税率（第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率）及び協定税率のうちいずれか低いもの（以下「実行税率」という。）の範囲内において関税率を引き上げること。

2 前項の規定による措置がとられていない場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

3 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

4 経済連携協定の我が国以外の締約国（第十二条の四において「協定締約国」という。）において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置（次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。）がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

5 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又は我が国以外の締約国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国、貨物及び期間を指定し、次の措置

をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率の範囲内において関税率を引き上げること。

8 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)

第七条の八 修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる）と定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。）が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（同項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々の月初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一 発動期間の開始の日における実行税率

二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の前日における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

2 前項の規定は、経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品については、適用しない。

3 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合について準用する。

4 財務大臣は、その年度の初日（政令で定める修正対象物品にあつては政令で定める日とし、

経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては同日とする。）からその年度の毎月末までの修正対象物品の輸入数量について翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間について当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ告示等をするものとする。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正）

第七条の九 譲許適用物品である関税定率法別表第一〇一・二九号の二の（二）に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格（経済連携協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。）を下回るもの（第二号において「譲許修正物品」という。）に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。

一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率
二 当該経済連携協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率
三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

（経済連携協定に基づく報復関税）

第七条の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）

第八条 加工又は組立てのため、令和八年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税定率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一 関税定率法別表第四一・〇二項に該当する製品のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のものと並びに同表第四一・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの（これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材

料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

二 関税定率法別表第五十七類及び第六十一類から第六十三類までに該当する製品（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲（本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。）

2 次条第一項又は第三項の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。（特惠関税等）

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（只下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの同表に定める税率

二 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。） 同法別表に定める税率（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率）及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

三 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一（A））に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）

無税

2 前条の規定にかかわらず、一の特惠受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特惠受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特惠受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特惠受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国及びこれに準ずるものとして政令で定める国であつて、特惠関税（第一項の規定により課される関税をいう。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国（次条において「特別特惠受益国」という。）を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

（特惠関税の適用の停止）

第八条の三 特惠受益国等（特別特惠受益国を除く。）を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品そ

の他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができる。

2 前項の規定は、特別特惠受益国を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関税率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）について準用する。この場合において、前項中「同項各号に定める税率」とあるのは「前条第一項又は第三項の規定による税率」と、「同項の規定」とあるのは「同条第一項又は第三項の規定」と読み替えるものとし、前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする。（特惠受益国等原産品であることの確認）

第八条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項（特惠関税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特惠受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特惠受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができ

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 特惠受益国等の権限ある当局（特惠受益国等から輸出される貨物が特惠受益国等原産品であることを証明する書類の発給に関して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所のその他の必要な場所において、その者の同意を得て、実際に書類その他の物件を調査させる方法

四 特惠受益国等の権限ある当局に対し、当該特惠受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち合わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、特惠受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 第一項第四号の求めは、特惠受益国等の権限ある当局が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第八条の二第一項又は第三項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、特惠受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行った場合において、特惠受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

6 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

（暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用）

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関税暫定措置法第二条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率）」とする。

2 関税率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

（経済連携協定に基づく関税割当制度）

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもののうち輸出（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもののうち輸出（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）

第八条の七 加工又は修繕（政令で定めるものを除く。）のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

（軽減税率等の適用手続）

第九条 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている

物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）

第九条の二 経済連携協定の規定に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）が税関の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。一飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品二飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品

2 税関長は、前項の経済連携協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、同項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税関長は、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に規定する製造を行うに際しては、税関長が同項の規定により譲許の便益の適用を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その都度又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に規定する製造に使用する場合を除くほか、又は当該各号に規定する製造に使用する場合を除くほか、政令で定めるところにより譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、関税定率法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する場合に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する場合に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

（用途外使用等の制限）

第十条 第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

（用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収）

第十一条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他やむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第十条第一項（変質又は損傷による減税）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額

二 第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

（関税の免除等を受けた物品の転用）

第十二条 関税定率法第二十条の三（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

（更正の請求の特例）

第十二条の二 納税申告（関税法第七条第一項（申告）の規定による申告又は同法第七条の十四第一項（修正申告）の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。）をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に關し同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

（賦課決定の請求）

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の

規定による決定があつた場合には、当該決定後の(税額)が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日(同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日)から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金について同法第十三条第二項(還付及び充当)に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項(賦課決定の請求)の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

(経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認)

第十二条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの(以下この項において「締約国原産品」という。)であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 協定締約国の権限ある当局(協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に關して権限を有する機関をいう。第四号において同じ。)、協定締約国の税関当局(関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に相当する協定締約国の法令を執行する当局をいう。)又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち合わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

五 その他当該経済連携協定に定める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 税関長は、その職員に環太平洋包括的及び先進的協定第四章(繊維及び繊維製品)附属書四―A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる品目に該当する貨物について第一

項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

5 第一項第四号の求めは、協定締約国が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

6 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 協定締約国又は第一項第三号貨物の輸出者若しくは生産者が同号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行った場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

六 その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。

7 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、当該経済連携協定の規定に基づき、その結果の内容(その理由を含む。)を当該確認の相手方となつた者(当該経済連携協定に定める者に限る。)に通知するものとする。

(環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査)

第十二条の五 税関長は、環太平洋包括的及び先進的協定第四章(繊維及び繊維製品)附属書四―A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる品目に該当する貨物の輸入に關し、関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国」とあるのは「一次条第一項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五条第二項(指定保税地域等)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(同法第四十三条第一項(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)の認定(同

項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和九年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から購入した沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する物品であつて、同条に規定する旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、令和九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法 その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の規定による関税の免除の手續その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税関職員の権限）

第十五条 関税法第一百五条第一項第五号（税関職員の権限）の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二第一項の譲許の便益を適用した場合について、準用する。この場合において、第八条の九第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の二第六項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用

途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第十七条 第十五条第一項において準用する関税法第一百五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第十二条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（犯則事件の調査及び処分）

第十九条 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三十六年三月三十一日法律第二十七号）

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三十七年三月三十一日法律第五十二号）

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三十八年三月三十一日法律第六十八号）

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第十三条、第十七条第三項、第七十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八条、第十一条及び第七十七条の改正規定並びに同法に第一百二十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三十九年三月三十一日法律第三十一号）

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三十一日法律第三〇号）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十一年三月三十一日法律第三十八号）

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十二年三月三十一日法律第七号）

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十二年五月二十七日法律第一一号）

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 （昭和四十三年三月三〇日法律第五号）

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十四年三月三十一日法律第七号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四十五年三月二十七日法律第五号）

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年四月二四日法律第三二号） 抄

- 1 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中第七条の七の次に一条を加える改正規定 昭和四十五年七月一日

附 則（昭和四十六年三月三一日法律第二六号） 抄

- 1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条中次の各号に掲げる関税暫定措置法の改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七条の七に一項を加える改正規定、第八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）、同条を第八条の五とし、第八条の次に三条を加える改正規定及び別表の改正規定（別表第二から別表第四までに係る部分に限る。） 昭和四十六年十月一日までの間に於いて政令で定める日

二 第七条の八第一項の改正規定（「三百円」を「五百円」に改める部分に限る。） 昭和四十六年十一月一日

附 則（昭和四十七年三月三一日法律第六号） 抄

- 1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十七年十一月一日法律第一二五号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

- 第三条 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十八年三月三一日法律第四号）

- 1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年三月三〇日法律第一八号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

- 第三条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第二条、第七条第一項、第七条の三又は第七条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の四第三項又は第七条の五第一項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

- 3 旧暫定法第二条の機械類のうち政令で定めるもの（以下この項において「特定機械類」という。）については、同条及び同法第九条から第十一条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、特定機械類のうち特別の事情のあるものとして政令で定めるものについては、同法第二条中「昭和五十年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十八年三月三十一日」とする。

とする。

（罰則に対する経過措置）

- 第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法、旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年五月二五日法律第五八号） 抄

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月三一日法律第一七号）

- 1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年一月九日法律第一号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（昭和五一年三月三一日法律第六号）

- 1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

- 2 この法律の施行前に関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第一〇・〇五号の(1)の(i)に掲げる物品については、なお従前の例による。

- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五二年三月三一日法律第一二五号） 抄

- 1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月四日法律第五号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中関税定率法別表の付表の改正規定（同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。）及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定（同表の第二欄の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。） 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十一号）第一条中酒税法第二十二条の改正規定が施行されることとなる日

二 第二条中関税暫定措置法第二条に一項を加える改正規定、同法第七条の五第一項の改正規定（「別表第一の三」を「別表第一の四」に改める部分に限る。）、同法第八条の二第一項第三号の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の六の改正規定及び同法別表第一の三を同法別表第一の四とし、同法別表第一の二の次に一表を加える改正規定 この法律の公布の日

三 第二条中関税暫定措置法第七条第一項の改正規定（第二号に係る部分に限る。）、同法第七条第四項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三第一項の改正規定（第二号

に係る部分に限る。）、同法第七条の第三項の改正規定、同法第八条第一項の改正規定並びに同法別表第二・二七・〇九号の改正規定（同号の(2)に係る部分に限る。）、及び同法別表第二・二七・一〇号の改正規定（同号の(1)及び(2)の(i)、同号の(1)の四のBの(1)及び(2)の(i)並びに同号の(1)の四のCの(1)及び(2)の(i)に係る部分に限る。）、石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の施行により保税地域から引き取られる原油並びに重油及び粗油について石油税が課されることとなる日

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

第二条 略

2 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税暫定措置法（以下「新暫定法」という。）別表第五の第二欄の(1)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三〇〇円と、同表の第二欄の(3)のGに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一三七円として、新暫定法第八条の五の規定を適用する。

第三条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第三号に掲げる日の前日までの間においては、新暫定法別表第一・二七・〇九号中「五三〇円」とあるのは「六四〇円」と、新暫定法第七条第一項第一号又は第七条の三第一項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新暫定法第二条第一項又は第七条第一項第一号若しくは第七条の三第一項第一号の規定を適用する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項、第七条の三第一項若しくは第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一・二七・一〇号の(1)の四に掲げる物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる日から三月以内（新暫定法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者が関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十二号）附則第四項に規定する同法による改正前の関税暫定措置法第七条の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には四月以内）に新暫定法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「五百三十円」とあるのは「六百二十円」として、これらの規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十四年三月九日法律第二号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項第

一号又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十五年三月三十一日法律第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中関税定率法第五条、第八条、第九条及び第十一条の改正規定、第二条中関税法第五条、第六条の二第一項第二号、第十二条第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定（第六条から第八条まで、第九条第一項）を「第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。 千九百七十九年四月十二日ジュネーヴで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年三月三十一日法律第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月三十一日法律第九号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項第四号又は第八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年五月二十七日法律第五十四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法第百七十七条第二項、関税暫定措置法第十四条第二項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後にし

た所得税法第二百三十八条第一項、法人税法第百五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、開税法第百十条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年三月三十一日法律第九号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年三月三十一日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法附則第三条第三項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条又は前条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年五月二十四日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月三十一日法律第八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第一号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品のうち、同条の規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品に該当しないもので施行日前に輸出されたものに係る関税暫定措置法第八条第一項の規定による関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰金の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年四月一三日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

（罰則に係る経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年八月一〇日法律第七一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年十二月二〇日法律第九六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第二七・一〇号の一の（一）のCの（b）の（1）若しくは（2）、第二七・一〇号の（2）の（i）、第三八・一九号の五の（三）の（1）又は第七八・〇一号の一の（一）のAに掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年三月三十一日法律第一五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年三月三十一日法律第三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第三号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年六月二〇日法律第八〇号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締結政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締結政府としての義務に反しないこととなった場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条の七の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十三年三月三十一日法律第五号）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法第七条第一項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三の見出し及び同条第一項から第四項までの改正規定並びに同法別表第一（A）第二七・〇九項を削る改正規定及び同表第二七・一〇・〇〇号の改正規定（「六四〇円」を「五三〇円」に改める部分に限る。）は、昭和六十三年八月一日から施行する。

（特定の期間において適用すべき新暫定法別表第一（A）第二七・一〇・〇〇号に掲げる物品に対する税率）

第二条 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定によ

る改正後の関税暫定措置法（以下「新暫定法」という。）別表第一（A）第二七・一〇・〇〇号中「四六円」とあるのは、「五六円」として、新暫定法第二条の規定を適用する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第一項若しくは第四項中「昭和六十三年三月三十一日」とあるのは、「昭和六十三年七月三十一日」として、これらの規定を適用する。

2 新暫定法第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第四項の規定は、昭和六十三年八月一日以後に輸入された関税納付済み原油等（新暫定法第七条第一項に規定する関税納付済み原油等をいう。以下同じ。）に係る関税の還付について適用し、同日前に輸入された関税納付済み原油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一（A）第八四二七・一〇号若しくは第八四二七・二〇号又は旧暫定法別表第一（B）第二七一・一二号の(1)、第二七一・一三三号の(1)、第二七一・一四号の(2)の(i)若しくは第二七一・一九号の(1)の(i)に該当する物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる関税の還付若しくは軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十三年二月三〇日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イからリまで 略

又 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。）並びに附則第八十六条から第九条まで及び第九十一条から第一百五条までの規定

附 則（平成元年三月三十一日法律第三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税暫定措置法別表第一（A）第二〇・二・九〇号の改正規定、同表第二〇・〇九項を削る改正規定及び同表第二一・〇三項中第二二・〇三・二〇号を削る改正規定 平成元年七月一日

二 第三条中関税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一中「暫定関税率表（第二条）の下に「第七条の六、第八条」を加える改正規定（「第七条の六」を加える部分に限る。）並びに附則第七条の規定 平成三年四月一日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第六条の二若しくは第六条の三の規定により関税の免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一（Ａ）第一〇〇五・九〇号に掲げるとともにこのうちポップコーンの製造に使用するもの（爆裂種のものに限る。）については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月三十一日法律第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第七条第一項又は第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一（Ａ）第二七・一〇・〇〇号の一の（一）の（Ｃ）の（１）に掲げる揮発油のうちアンモニアの製造に使用するもの

二 旧暫定法別表第一（Ａ）第六九〇九・一一号の（１）及び第六九〇九・一九号の（１）に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一（Ａ）第八四一四・四〇号の（２）並びに第八四一四・八〇号の（１）の（イ）及び（２）に掲げる物品

四 旧暫定法別表第一（Ａ）第八四一五・八二号の（２）の（イ）に掲げる物品並びに第八四一五・九〇号に掲げる部分品のうち主として税関空港において航空機内の空気の温度及び湿度の調整に使用する機器のもの

五 旧暫定法別表第一（Ａ）第八四二五・一一号、第八四二五・一九号、第八四二五・三二一號、第八四二五・三九号、第八四二五・四二号及び第八四二五・四九号に掲げる物品

六 旧暫定法別表第一（Ａ）第八四二六・一二号、第八四二六・四一號、第八四二六・四九号、第八四二六・九一號及び第八四二六・九九号に掲げる物品

七 旧暫定法別表第一（Ａ）第八四二七・九〇号に掲げる物品

八 旧暫定法別表第一（Ａ）第八四二八・二〇号、第八四二八・三二二號の（１）、第八四二八・三三三號、第八四二八・三九号及び第八四二八・九〇号の（１）に掲げる物品

九 旧暫定法別表第一（Ａ）第八四三一・一〇号、第八四三一・二〇号、第八四三一・三九号及び第八四三一・四九号の（１）に掲げる物品

十 旧暫定法別表第一（Ａ）第八六〇九・〇〇号に掲げる物品

十一 旧暫定法別表第一（Ａ）第八七〇一・二〇号及び第八七〇一・九〇号の（２）に掲げる物品

十二 旧暫定法別表第一（Ａ）第八七〇九・一一号、第八七〇九・一九号及び第八七〇九・九〇号に掲げる物品

十三 旧暫定法別表第一（Ａ）第八七一六・三一號、第八七一六・三九号、第八七一六・四〇号及び第八七一六・九〇号に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月三〇日法律第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

一 略

二 第二条中関税暫定措置法別表第一（a）第三・〇五項から第三・〇七項まで、第三・〇四・〇三項、第三・〇四・一〇号、第三・〇四・一〇号、第三・〇九・〇二項、第三・〇九・〇九項、

第一五・一九項、第一八〇六・二〇号、第三二〇六・〇〇号、第三五・〇二項、第三八〇六・一〇号、第三八〇九・九一號、第四二・〇二項、第五九一・一〇号、第六一・〇四項、第六四・〇六項、第七三〇八・四〇号、第八二〇一・五〇号、第八四・一六項、第八四一・五〇号、第八四・七〇項、第八五・二二項、第八五・二八項、第八七・〇二項、

第九〇・二五項、第九〇・二九項及び第九五・〇六項の改正規定、同表（B）第一五・一九項、第二二〇六・〇〇号、第二二八・一八項、第二八五〇・〇〇号、第三八〇九・九二號及び第三八〇九・九九號の改正規定、同号を同表（B）第三八〇九・九三號とする改正規定、同表（B）第四二・〇二項、第四八二〇・三〇号、第五九一・一〇号、第六二・〇四項、第六三・〇六項、第九五・〇六項及び第九六〇三・二二號の改正規定、同法別表第二第三・〇五項から第三・〇七項まで、第九・〇二項、第九・〇九項、第三五・一九項、第三一八〇六・二〇号及び第二二〇六・〇〇号の改正規定、同法別表第三三五・二二項、第四二・〇二項、第六一・〇四項及び第六二・〇四項の改正規定並びに同法別表第四六四・〇六項の改正規定

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成四年三月三十一日法律第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

よる。

附 則（平成五年三月三十一日法律第一一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日法律第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、施行日以後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年三月三十一日法律第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年一〇月二五日法律第一一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条（別表第一（A）を「別表第一」に改める部分に限る。）、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の関税暫定措置法第三条又は第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成七年三月三十一日法律第五六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一一七〇・二・九〇号の四の（二）に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一一二〇・八・四〇号に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一二七・一〇・〇〇号の一の（一）のCの（1）に掲げる揮発油のうちガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

四 旧暫定法別表第一二八・二六・二〇号に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月三十一日法律第一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

第三条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年五月二九日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年三月二六日法律第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品

又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年五月三〇日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条中関税暫定措置法第十条の二の次に二条を加える改正規定 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一号) 中沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号) 第十八条の二を同法第十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定(同法第十八条の二を同法第十八条の七とする部分を除く。) 及び同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条中関税暫定措置法第八条の四第五項の改正規定 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の廃止の日(平成十一年七月一日)

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年三月三一日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関

税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二(見出しを含む)、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五十五条の改正規定、同法第一百十三条の二を同法第一百十三条の三とし、同法第一百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十五条及び第一百十六条の改正規定、同法第一百七

条の改正規定(「第百十三条の二」を「第百十三条の二(特例申告書を提出期限までに提出しない罪)」、「第百十三条の三」に、「第六号まで(許可)」を「第七号まで(許可)」に改める部分に限る。)、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十三年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法(次項、第三項及び次条において「旧暫定法」という。)第十条の四第一項の規定により関税の払戻しを受けることができることとなった場合における関税の払戻しについては、なお従前の例による。

2 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法(次項において「新暫定法」という。)第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

3 前項の規定により新暫定法第十条の四第一項の規定によりされたこととみなされる承認を受けている同項の小売業者が施行日前に輸入された物品を施行日から二月を経過する日までの間に販売した場合は、旧暫定法第十条の四(第二項を除く。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為並びに前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる関税の払戻し及び同条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧暫定法第十条の四の規定による関税の払戻しに係るこの法律の確行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十四年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税暫定措置法第七条の六の次に二条を加える改正規定（第七条の七を加える部分に限る。）この法律の公布の日

二 第二条中関税暫定措置法第七条の三第一項の改正規定（「条約に規定する税率」を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）に改める部分に限る。」同法第七条の六の次に二条を加える改正規定（第七条の八を加える部分に限る。）及び同法第八条の二第一項第二号の改正規定 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の関税暫定措置法（以下この条において「新暫定法」という。）第七条の七第三項又は第十二項の調査（以下この項及び次項において「新暫定法調査」という。）の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された関税率法第九条第六項の調査（以下この項において「定率法調査」という。）が継続している場合であつて、当該定率法調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二条1の規定に基づき中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書（次項において「加入議定書」という。）第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該定率法調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

2 新暫定法調査の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された加入議定書第十六節2、3又は8の規定に係る調査（以下この項において「施行前調査」という。）が継続している場合であつて、当該施行前調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、加入議定書第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該施行前調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二二〇八・六〇号に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二二一〇・一一号の一の(一)のCの(2)に掲げる物品

6 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、新暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

7 この法律の施行前に旧暫定法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項又は第五項の規定により従前の例によることとされる関税の軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一二月四日法律第二二六号） 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十條から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三十一日法律第一一〇号） 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二二〇七・一〇号の一の(二)又は二に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二二〇八・九〇号の一の(二)のA又はBに掲げる物品

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年七月四日法律第一〇三号） 抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日法律第一六〇号） 抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条及び附則第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一月二五日法律第一四二号） 抄

第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

※ 効力発生の日 平成十七年四月一日

附 則（平成一七年三月三十一日法律第二二五号） 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法の目次の改正規定（「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に改める部分を除く。）、同法第二条第一項第四号の二の改正規定、同法第六条の二第一項第二号への改正規定、同法第七条の五第一号二の改正規定及び同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える改正規定、同法第七条の六第四項の改正規定、同法第七条の十二第二項第二号ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号に次のように加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条の三第一項第三号の改正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第一

項第四号及び第二項第五号並びに第四項の改正規定、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定（「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条」を「電子帳簿保存法第四条」に改める部分及び同項の表の上欄中「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条」を「電子帳簿保存法第四条」に改める部分を除く）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定（「の規定により」を「同条第二項において準用する場合を含む。」の規定により）に改める部分に限る。）、同法第一百五十一条第四号の二の改正規定、同法第一百五十五条第五号の改正規定（「第九十四条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第十一章第二節中第三百三十七条の前に一項を加える改正規定、同法第三百三十七条の改正規定、同法第三百三十八条第一項の改正規定並びに同法第四百四十条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中関税暫定措置法第十一条第一項の改正規定及び同法第十三条の改正規定並びに附則第三条第一項、第五項及び第六項、附則第六条並びに附則第七条の規定、附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び附則第十一条の規定、平成十七年十月一日

二 第二条の規定、第三条中関税法第三十条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定（「中」当該」を「及び第三項中「当該」に改める部分に限る。）、同法第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七條の二の次に十條を加える改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條第一項の改正規定、同法第九十五條第三項の改正規定（「帳簿の備付け等」及び「前条第一項」を「第七條の九第一項及び第六十七條の六第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項」に改める部分に限る。）、同法第一百五條第一項第三号の改正規定並びに同法第一百五條第五号の改正規定（「第七條の九第一項」の下に「第六十七條の六第一項」を加える部分に限る。）並びに第四條の規定並びに附則第八條（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第五項の改正規定並びに同法第十九條第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。）、附則第九條、附則第十二條及び附則第十四條の規定、平成十八年三月一日

三 第五條中関税暫定措置法第七條の五第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第七條の六第一項第一号及び第二号の改正規定並びに同条第二項の改正規定（「輸入数量」の下に「（第八條の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。」を加える部分に限る。）」経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日

※ 効力発生の日 平成十七年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月三十一日法律第一七号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六十六章中第六十七条の前に節名を付する改正規定、同法第六十七条の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七条の十二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第七十一条の次に節名を付する改正規定、同法第七十四条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十五条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条の改正規定、同法第十章中第九十九条の前に一項を加える改正規定、同法第九十九条の改正規定、同法第一百零二条の改正規定、同法第一百零三条の四の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（「第百九条」を「第百八条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。）及び同法第一百八条の改正規定並びに附則第一条の規定、附則第五条の規定、附則第十一条の規定、附則第十二条の規定及び附則第十五条の規定、平成十八年六月一日

二 第六条の規定、平成十八年七月一日

三 第三条の規定、第五条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、第七条中同法第六十九条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九条の三の改正規定、同法第六十九条の四の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第六十九条の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九条の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九条の七の改正規定（「前条第十項」を「第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分を除く。）、同法第七十五条の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。）及び同法第一百八条の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同条」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。）並びに第十条の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三条の規定、平成十九年一月一日

四 第七條中関税法第三十條及び第六十五條の二の改正規定（「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分に限る。）、同法第六十九條の十一第一項第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十九條の二の改正規定（「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分に限る。）」感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百六号）の施行の日

※ 施行の日 平成十九年六月一日

五 第七條中関税法目次の改正規定、同法第三十條及び第六十五條の二の改正規定（「第四号まで」の下に「第五号の二」を加える部分を除く。）、同法第六十九條の二第二項第三号の改正規定、同法第六十九條の六第三項の改正規定、同法第六十九條の十八の改正規定、同法第六章第四節第三款中同条を第六十九條の二十一とする改正規定、同法第六十九條の十七の改正規定、同節第二款中同条を第六十九條の二十とする改正規定、同法第六十九條の十六の改正規定、同条を同法第六十九條の十九とする改正規定、同法第六十九條の十五の改正規定、同条を同法第六十九條の十八とする改正規定、同法第六十九條の十四の改正規定、同条を同法第六十九條の十七とする改正規定、同法第六十九條の十三の改正規定、同条を同法第六十九條の十六とする改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同条を同法第六十九條の十五とする改正規定、同法第六十九條の十一を同法第六十九條の十四とする改正規定、同法第六十九條の十を同法第六十九條の十三とする改正規定、同法第六十九條の九の改正規定、同条を同法第六十九條の十二とする改正規定、同法第六十九條の八を第六十九條の十一とする改正規定、同法第六十九條の七の改正規定（「前条第十項」を

「第六十九条の第六十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分に限る。）、同節第一款中同条を第六十九条の八とする改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第六十九条の六の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分を除く。）、同法第九十一条の改正規定、同法第八十八条の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分を除く。）、同法第九十九条の改正規定、同法第九十九条の二の改正規定（「第四号まで」の下に「、第五号の二」を加える部分を除く。）並びに同法第一百三十三条の四の改正規定並びに第八十八条の規定並びに附則第十四条の規定 意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号） 附則第一条第二号に規定する日

※ 附則第一条第二号に規定する日 平成十九年一月一日

六 第五条中関税法第十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第九十七条の改正規定、同法第一百三十三条の改正規定、同法第一百四十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条の改正規定及び同法第一百七十七条の改正規定（「第九十九条」を「第九十八条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分を除く。）並びに附則第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 政令で定める日 平成十九年一月一日

七 第一条中関税定率法第九条の改正規定、第九条中関税暫定措置法第七条の八の改正規定、同法第七条の九の次に一条を加える改正規定及び同法第八条の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

※ 効力発生の日 平成十八年七月十三日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六条第一項又は第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の(1)に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一九号の(一)の(三)のAの(1)及びBの(1)に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年二月八日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律中第七条の十の次に一条を加える改正規定、第八条の八の次に一条を加える改正規定及び附則第二条の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国

との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十五条の二を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第八十八条の四から第九十九条の二までの改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百三十三条の三から第一百四十四条までの改正規定、同法第一百四十四条の二の改正規定（同法第九号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第一百五十五条の改正規定、同法第一百五十五条の二の改正規定（「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条から第十八条までの改正規定及び同法第三十六条の二の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七条の改正規定並びに附則第十一条中通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号） 第六条の改正規定及び附則第十三条の規定 平成十九年六月一日

二 第二条中関税法第六十九条の二から第六十九条の四までの改正規定 著作権法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百一十一号）の施行の日（平成十九年七月一日）

三 第二条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定（「当該許可」とに「を削る部分に限る。）、同法第三十四条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十条から第五十五条までの改正規定、同法第六十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十九条の十二の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百五十五条の改正規定及び同法第一百五十五条の二第八号の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（「同法第六十一条」を「同法第六十一条の四」に改める部分に限る。）及び同法第十三条第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号） 第七条の改正規定、附則第七条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号） 第二条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定及び同法第十条の改正規定、附則第十一条中通関業法第二条第一号イの(1)の四の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成十九年十月一日

四 第二条中関税法第七十七条の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定及び同法第一百四十四条の二第九号の次に一号を加える改正規定並びに附則第七十七条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和二十七年法律第九十七号）の施行の日

※ 郵政民営化法の施行の日 平成十九年十月一日

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（同法第六十二条）を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。）及び同法第八条の六第四項の改正規定（「郵便物を受け取った旨の通知」の規定による通知）を「郵便物の輸出入の簡易手続」の規定による提示」に改める部分に限る。）並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九

条の改正規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 政令で定める日 平成二十一年二月十六日

六 第五条の規定及び附則第九条の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

※ いずれか遅い日 平成二十一年十二月十一日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十九年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は関税定率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第号）第四条の規定による改正前の関税暫定措置法（第三項において「旧暫定法」という。）第八条の七第一項」と、同条第三項中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は旧暫定法第八条の七第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年三月三十一日法律第五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定（「(保税運送)」の下に「、第六十三条の二第二項（保税運送の特例）」を加える部分を除く）、同法第九条の二の改正規定及び同法第一百十二条の改正規定 平成二十年六月一日

二 第二条中関税法第二百一十一条の改正規定及び同法第三百十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年七月一日

三 第四条の規定 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）の施行の日

※ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律の施行の日 平成二十年四月十一日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十二年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第六十九条の十一の改正規定 平成二十一年六月一日

二 第二条の規定（関税法第六十九条の十一の改正規定を除く。）及び附則第五条の規定 平成二十一年七月一日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十二年三月三十一日法律第一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法第八十条の四から第一百十条まで、第一百十二条及び第一百十七条の改正規定は、平成二十二年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年三月三十一日法律第七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の九の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十條の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十三条の三の改正規定、同法第六十三条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定（「関税暫定措置法第八十条の二第二項第二号（特惠関税等）」に規定する特定鉱工業産品等であつて同項を「メキシコ協定第五条1（メキシコ協定附属書一）の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。」に改める部分を除く）、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削る改正規定、同法第六十七条の十を同法第六十七条の十二とする改正規定、同法第六十七条の九の改正規定、同条を同法第六十七条の十一とする改正規定、同法第六十七条の八の改正規定、同条を同法第六十七条の十とする改正規定、同法第六十七条の七を同法第六十七条の九とする改正規定、同法第六十七条の六の改正規定、同条を同法第六十七条の八とする改正規定、同法第六十七条の五を同法第六十七条の七とする改正規定、同法第六十七条の四の改正規定、同条を同法第六十七条の六とする改正規定、同法第六十七条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十七条の十三の改正規定、同法第六十九条の十一の改正規定（「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る部分に限る。）、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第百五条の改正規定（「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る部分に限る。）、同法第七十七條の十一第三項一を「第六十七條の四第三項」に改める部分及び「第六十七條の十一第三項一を「第六十七條の四第三項」に改める部分に限る。）、同法第百四十四條の二の改正規定（同条第十條の次に一号を加える部分を除く。）、及び同法第百四十五條の二の改正規定並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施

に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。第四号において「地位協定臨特法」という。）第五条の改正規定及び附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。次号及び第三号並びに次条第一項において「輪徴法」という。）第十一条の改正規定 平成二十三年十月一日

二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輪徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日

三 第三条中関税法第七条の十五の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十四条から第十四条の三までの改正規定並びに附則第八条中輪徴法第二十条の改正規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行の日

※ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行の日 平成二十三年十二月一日

四 第三条中関税法第八十八条の二の改正規定、同法第一百五十五条の改正規定（「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。）、同法第一百五十五条の二を同法第一百五十五条の三とする改正規定 同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第百十四条の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分に限る。）及び同法第百十六号の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第一条第五号に規定する日

※ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第一条第五号に規定する日 平成二十五年一月一日

五 第三条中関税法第六十九条の二の改正規定及び同法第六十九条の十一の改正規定（「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る部分を除く。） 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）の施行の日

※ 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）の施行の日 平成二十三年十二月一日

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十四年三月三十一日法律第十九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第六十八条の改正規定及び同法第九十四条の改正規定 平成二十四年七月一日

二 第三条中関税暫定措置法第十三条の改正規定及び同法第十四条の改正規定

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行の日
※ 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行の日 平成二十四年四月一日

三 第二条中関税法第十五条の改正規定、同法第十五条の二の改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、同法第九十九条の改正規定（「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書（貨物の積卸し）」を加える部分に限る。）、同法第百十四号の改正規定及び同法第百十四号の二の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 政令で定める日 平成二十六年三月十日

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新関税法第百七条第二項の規定は、この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十五年三月三〇日法律第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十四条の改正規定及び同法第十四条の二の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行の日

二 第二条中関税法附則第三項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行の日 平成二十五年四月一日

※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 平成二十六年一月一日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の関税法（次項において「新関税法」という。）第十四条第四項並びに第十四条の二第二項及び第二項の規定（これらの規定（同条第二項の規定を除く。）を輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下この項において「輪徴法」という。）第二十号において準用する場合を含む。）は、前条第一号に定める日以後にされる更正の請求（関税法第七条の十五第一項（輪徴法第六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。）に係る関税及び内国消費税（輪徴法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた更正の請求に係る関税及び内国消費税については、なお従前の例による。

2

新関税法附則第三項及び第四項の規定は、これらの規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金のうち前条第二号に定める日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞税及び還付加算金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年三月二日法律第七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二日法律第一二二号)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。ただし第一条中関税定率法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

※ 施行の日 平成二十七年四月一日

附 則 (平成二十六年十一月二日法律第一一〇号)

(施行期日)

1 この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

※ 効力発生の日 平成二十七年一月十五日

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止に関する経過措置)

2 平成二十六年度に限り、この法律による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「その年度の初日」とあるのは、「オーストラリア協定の効力発生の日」とする。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年三月二日法律第一〇号)

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法第十四条の二第二項の改正規定及び同法第一百五十五条の二の改正規定
所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

※ 施行の日 平成二十七年七月一日

二 第二条中関税暫定措置法別表第一第〇四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日

※ 施行の日 平成二十七年四月一日

2 第一条の規定による改正後の関税法第十二条の三第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同項に規定する提出期限が到来する関税について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の関税法第十二条の三第五項に規定する提出期限が到来した関税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年三月二日法律第一六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第八十九条第二項の改正規定、同法第九十一条の改正規定及び同法第九十三条の改正規定並びに第六条中通関業法目次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を

加える改正規定 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日

二 第三条中関税法第六十九条の二から第六十九条の五までの改正規定、同法第六十九条の七の改正規定、同法第六十九条の八第一項の改正規定、同法第六十九条の十から第六十九条の十四までの改正規定、同法第六十九条の十七の改正規定、同法第六十九条の十八第一項の改正規定及び同法第六十九条の二十第一項の改正規定 平成二十八年六月一日

三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定(「第十二条第九項(延滞税)」に改める部分を除く。)、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日

四 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第一九五七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定(「許可の要件」を削る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定 同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「(二)以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」を削る部分に限る。))及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七十九条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日 平成二十八年四月一日

※ 政令で定める日 平成二十九年十月八日

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年二月二六日法律第一〇八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

※ 効力を生ずる日 平成三十年十二月三十日

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第三条中商標法第二十六条第三項第一号の改正規定及び第十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

※ 政令で定める日 平成二十八年十二月二十六日

二の二 附則第十八条の規定畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

※ 規定の施行の日 平成三十年三月三十一日

三 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇号の改正規定(「九九円」の下に「(発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五%及び一キログラムにつき一二〇

円」を加える部分に限る。）及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日

※ 発効日の前日 平成三十年十二月二十九日

四 附則第十九条の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日

五 第四条の二の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日における同号に掲げる改正規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の第三〇四〇四・一〇号の規定の適用については、同号中「発効日」とあるのは、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日」とする。

2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

附 則 （平成二九年三月二日法律第一三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第一百四十条から第一百五十五条の二までの改正規定及び同法第一百六十六条の改正規定並びに附則第十条の規定 平成二九年六月一日

二 第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨特法」という。）第十一条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日

三 第二条中関税法第七条の五第一号イの改正規定及び次条第一項の規定 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九年法律第四号）附則第一条第五号に定める日

四 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨特法第五条第一項ただし書の改正規定（第十七条）を「第十七条第一項」に改める部分を除く。） 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行

後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条第二項、第五条及び第十条の規定 公布の日

二 附則第十七条及び第十八条の規定 平成三十年三月三十一日

（政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年三月二日法律第八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

※ 経過した日 平成三十年四月十日

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年七月六日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第三条の規定 この法律の公布の日又は不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の公布の日のいずれか遅い日

※ いずれか遅い日 平成三十年七月六日

二 附則第四条及び第五条の規定 この法律の公布の日又は著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）の公布の日のいずれか遅い日

※ いずれか遅い日 平成三十年七月六日

附 則 （平成三一年三月三〇日法律第一一〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年三月三一日法律第九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法附則に一項を加える改正規定並びに第三条及び第四条の規定 令和二年十月一日

二 第二条中関税法附則第三項から第六項までの改正規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第一条第二号に定める日

※ 附則第一条第二号に定める日 令和三年一月一日

三 第二条中関税法第七条の九第二項の改正規定、第六十七条の八第二項の改正規定及び第一百五十五条の二の改正規定(同条の表第七十四条の十一第一項の項の改正規定を除く。) 所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に定める日

※ 附則第一条第五号に定める日 令和四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和三年三月三十一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法第七条の九の改正規定、同法第七条の十一第二項の改正規定、同法第七条の十二第二項第二号の改正規定、同法第九条の改正規定、同法第十二条の二から第十三条までの改正規定、同法第六十七条の八の改正規定、同法第六十七条の十の改正規定、同法第六十七条の十一第一号の改正規定、同法第七十二条の改正規定(「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める部分に限る。)、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十四条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定及び同法第一百五十五条の二第一号の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第二項から第九項まで及び附則第六条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年三月三十一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

※ 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 令和四年四月一日
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年三月三十一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

※ 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 令和四年 月 日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年四月二〇日法律第二七号)

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

※ 刑法等一部改正法施行日 令和六年六月一日

附則 (令和五年三月三十一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第九十五条の改正規定並びに次条第二項及び附則第五条の規定 令和五年十月一日

二 第二条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定及び同法第十四条の改正規定並びに次条第一項の規定 令和六年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和六年三月三〇日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一条の規定(同条中関税定率法別表第二二一・九〇号の改正規定を除く。)及び第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第一項の規定 令和六年十月一日

二 第二条中関税法第十二条の四の改正規定及び次条第二項の規定 令和七年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和七年三月三十一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

(施行期日)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法別表の番品名		税率
号		
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュセントロン・カナドウム）、まながつお（バムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししも（マルロトウス・ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第〇三・〇三・九一号から第〇三・〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
〇三・〇三・五四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス） 魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	七%
〇三・〇三・九一	肝臓、卵及びしらこ 二 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルル	四・二%

〇三・〇三・九九	シウス属のもの)の卵 その他のもの 二 その他のもの (一) にしん(タルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)のうち さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス) 魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。) その他のもの(冷凍したものに限る。) すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)のうちすり身 さいうお科、あしながだら科、たら科、そこたら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこたら科又はうなぎだら科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)を除く。) 一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のうちすり身	七%
〇三・〇四		
〇三・〇四・九四		四・二%
〇三・〇四・九五		
〇三・〇七	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)及びくん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) いか 冷凍したもののうち もんごういか、するめいか(トダロデス・パキフィクス)、アメリカおおかいか(ドシディクス・ギガス)、じんどういか(ロリオルス属のもの)、まついか(イルレクス属のもの)及びぼたるいか(ワタセニア・スキンティランス)以	四・二%
〇三・〇七・四三		三・五%

	の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの その他のもののうち (2) この号の一の(2)並びに二の(一)の(2)及び(二)の(2)、第〇四〇二・二一号の二の(一)及び(二)の(2)並びに第〇四〇二・二九号の二の(2)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームについて、七四、九七三トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)以内のもの 二 その他のもの (一) 幼稚園、小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條の三第九項、第一〇項若しくは第二二項に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)並びに配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。) (1) 学校等給食用のもののうち この号の二の(一)の(2)及び第〇四〇二・二一号の二の(一)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びびく	
	三五%	無税
	〇四〇二・二二	
	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限り。) 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (二) その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	二五% 二五% 無税 三〇%

二 その他のもの (一) 学校等給食用のもの及び飼料用のもののうち 学校等給食用のもののうち学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの 飼料用のもののうち学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	無税	○四〇二・九一	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) その他のものうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの	三五% 三五%
(二) その他のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) その他のものうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	二五%	○四〇二・九九	この号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリームについて、一、五〇〇トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの 二 その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	三〇%
○四〇二・二九 その他のもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (二) その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三〇%	○四・〇三	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 二 その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃	三〇%
二 その他のもの	三〇%			

〇四〇三・二〇	縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト	
	ヨーグルト	
〇四〇三・九〇	一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）のうちその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
	砂糖を加えたもの	三五％
	その他のもの	二五％
	一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの	
	(一) 脂肪分が全重量の一・五％以下のもの	
	(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち	
	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	砂糖を加えたもの	三五％
	その他のもの	二五％
	(2) その他のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
	砂糖を加えたもの	三五％
	その他のもの	二五％
	(二) 脂肪分が全重量の一・五％を超え二六％以下のもの	
	(1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち	
	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	

〇四〇四・二〇	入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	砂糖を加えたもの	三五％
〇四〇四・四	その他のもの	二五％
	(2) その他のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
	砂糖を加えたもの	三五％
	その他のもの	二五％
	(三) 脂肪分が全重量の二六％を超えるもの	
	(2) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち	
	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	砂糖を加えたもの	三五％
	その他のもの	二五％
	(2) その他のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
	砂糖を加えたもの	三五％
	その他のもの	二五％
	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	
	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
	一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	
	(一) 脂肪分が全重量の五％以下のもの	

○四・○五

○四○五・一〇

三	乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
二	(三) 脂肪分が全重量の三〇%を超えるもの	
	(1) 砂糖を加えたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五%
一	(2) その他のものうち 乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
二	ミルクから得たバターその他の油脂及びディリースプレッド	
	バター	
三	一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの	
	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三五%
二	(2) その他のものうち この号の一の(2)及び二の(2)並びに第四〇五・九〇号の二の(2)に掲げるミルクから得たバターその他の油脂について、五八・トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの	三五%
	二 その他のもの	
一	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定	三五%
	数量」という。)以内のもの	

○四〇五・二〇 デイリースプレッドのうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 三五%	○四〇五・九〇 その他のもの 一 脂肪分が全重量の八五%以下のもののうち 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 三五%	○四〇六・一〇 チーズ及びカード フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカードのうち プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第〇四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより得られる模様を含むチーズ並びに第〇四〇六・九〇号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内 二 その他のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 三 共通の限度数量以内のもの (2) その他のもののうち 三五%	○四〇六・一〇 チーズ及びカード フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカードのうち プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第〇四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより得られる模様を含むチーズ並びに第〇四〇六・九〇号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内 二 その他のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 三 共通の限度数量以内のもの (2) その他のもののうち 三五%
---	--	--	--

〇七二三・三四	二 その他のもの (一) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの バンバラ豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォア ンドゼイア・スプテルラネア) 二 その他のもの (一) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの ささげ(ヴィグナ・ウングイクラタ) 二 その他のもの (一) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの その他のもの 二 その他のもの (一) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの そら豆(ヴィギア・ファバ変種マヨル、ヴィギア・ファ バ変種エクイナ及びヴィギア・ファバ変種ミノル) 二 その他のもの (一) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの き豆(カヤヌス・カヤン) 二 その他のもの (一) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの その他のもの 二 その他のもの (一) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの 二 一〇・〇一 小麦及びメスリン デュラム小麦 播種用のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四二条の規定による輸入するもの、同法 第四三条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等とし て輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第 三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で 定めるところにより農林水産大臣の証明を受け	一〇％
〇七二三・三五	一〇％	
〇七二三・三九	一〇％	
〇七二三・五〇	一〇％	
〇七二三・六〇	一〇％	
〇七二三・九〇	一〇％	
一〇・〇一	一〇％	
一〇〇一・一一	無税	

一〇〇一・一九	て輸入されるもの その他のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四二条の規定により輸入するもの、同法 第四三条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等とし て輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第 三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で 定めるところにより農林水産大臣の証明を受け て輸入されるもの その他のもの	無税
一〇〇一・九一	播種用のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四二条の規定により輸入するもの、同法 第四三条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等とし て輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第 三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で 定めるところにより農林水産大臣の証明を受け て輸入されるもの メスリン その他のもの その他のもの	無税
一〇〇一・九九	その他のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四二条の規定により輸入するもの、同法 第四三条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等とし て輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第 三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で 定めるところにより農林水産大臣の証明を受け て輸入されるもの メスリン その他のもの	二〇％ 無税
一〇・〇三	大麦及び裸麦 播種用のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法 律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三 条の規定による連名による申込みに応じて行う政 府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入され るもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定す る政令で定める麦等のうち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二〇％ 無税
一〇〇三・一〇		無税

一〇〇三・九〇	その他のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの とうもろこし その他のもの 二 その他のもののうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもののうち 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの コーンスターチの製造に使用するもの 政令で定めるところにより飼料用に供するもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの その他のもの	無税
一〇〇五・九〇	米 もみのうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの 玄米のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法	無税
一〇〇六・二〇		無税
一〇〇六・三〇	律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの 精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの そば、ミレット及びカナリシード並びにその他の穀物 ライ小麦 二 その他のもののうち	無税
一〇〇六・四〇	碎米のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの	無税
一〇〇六・六〇		無税
一〇〇八・六〇		無税

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	一・〇一 一・〇一 一・〇〇
小麦粉及びメスリン粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	一・〇一 一・〇二 一・〇九 〇
穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） その他のもの	一・〇一 一・〇二 一・〇九 〇
一 大麥粉及び裸麥粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	一・〇一 一・〇二 一・〇九 〇
二 ライ小麥粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	一・〇一 一・〇二 一・〇九 〇

一一〇三・一〇	ペレット	る連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 四 米のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%
一 小麦のものうち	三 とうもろこし又は米のもの (二) 米のものうち	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める	二五%
一一・〇四	一一〇四・一九	米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 四 大麦又は裸麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 五 ライ小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレック状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレック状にし又はひいたものに限る。) ロールにかけ又はフレック状にした穀物 その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもの (1) 小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同	二五%
二〇%	二〇%		

法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二〇%	一 小麦又はライ小麦のもの (1) 小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
(2) ライ小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%	(2) ライ小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
二 とうもろこし又は米のもの (二) 米のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二〇%	二 小麦又はライ小麦のもの (1) 小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
三 大麦又は裸麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%	三 小麦又はライ小麦のもの (1) 小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
その他の穀物のもの	二〇%	二 小麦又はライ小麦のもの (1) 小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

一一〇八・一二	第四三条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等とし て輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第 三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で 定めるところにより農林水産大臣の証明を受け て輸入されるもの とうもろこしでん粉(コーンスターチ)のうち この号に掲げるとうもろこしでん粉(コーン スターチ)、第一一〇八・一三号に掲げるばいし よでん粉、第一一〇八・一四号に掲げるマニオ カ(カッサバ)でん粉、第一一〇八・一九号に掲 げるその他のでん粉、第一一〇八・二〇号に掲 げるイヌリン、第一九〇一・二〇号の一の(二)の Dの(b)に掲げるベーカーリー製品製造用の混合物 等及び第一九〇一・九〇号の一の(二)のDの(b)に 掲げる調製食料品について、一五七、〇〇〇ト ンを基準とし、当該年度における当該物品及び コーンスターチの製造に使用するとうもろこし の需給、国際市況その他の条件を勘案して政令 で定める数量(以下この項及び第一九・〇一項に おいて「でん粉等に係る共通の限度数量」とい う。)以内のもの	
一一〇八・一三	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキスト リン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若 しくはスターチグラールの製造に使用するもの その他のもの ばいしよでん粉のうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの でん粉糖の製造又はデキストリン、デキスト リン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若 しくはスターチグラールの製造に使用するもの その他のもの	無税 二五%
一一〇八・一四	マニオカ(カッサバ)でん粉のうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの でん粉糖の製造又はデキストリン、デキスト リン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若 しくはスターチグラールの製造に使用するもの その他のもの	無税 二五%
二五%	無税 二五%	四〇%
一一〇八・一九	その他のでん粉のうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	
一一〇八・二〇	イヌリンのうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの 落花生(いつてないものその他の加熱による調理をして ないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は 割つてあるかないかを問わない。)	無税 二五%
一一〇二・二一	播種用のもの	
一一〇二・三〇	この号、第一二〇二・四一及び第一二〇二・四二 号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを超 え、当該年度における国内需要見込数量から国 内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の 条件を勘案して政令で定める数量(以下この項にお いて「共通の限度数量」という。)以内のもの その他のもの	一〇%
一一〇二・四一	設付きのもの	
一一〇二・四二	設を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。 のうち	一〇%
一一〇二・四二	共通の限度数量以内のもの 海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさ うきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したもの に限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)並 びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物 性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サテ イヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に 該当するものを除く。)	一〇%
一一二二・九九	その他のもの 一 こんにやく芋(アモルフォファルス)(切り、 乾燥し又は粉状にしたものであるかないか を問わない。)のうち 二六七トン(荒粉換算数量とし、政令で 定めるところにより換算するもの)とす	四〇%

おけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。） 詰物をしてないもの	一八〇六・三二
（一）砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	その他のもの	一八〇六・九〇
（二）その他のもの （一） 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。） A ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）のうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	（二） その他のもの	二二％
A 砂糖を加えたもののうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）	（三） その他のもの	一％
一九〇一・一〇	一 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品	一％

の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	二五％
(一) 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち	二五％
その他の乳製品に係る共通の限度数量 その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量 以内のもの	二五％
第一九・〇五項のベーカーリー製品製造用の混合物及び練り生地	二五％
一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療用法用のものを除く）、米菓生地（乳幼児用又は食餌療用法用のものを除く。）及び第○四・〇一項から第○四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	二五％
(一) 第○四・〇一項から第○四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	二五％
A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量 以内のもの B その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量 以内のもの	二五％
(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製	二五％

食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）	A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。） 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。） 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。） 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定によ	二五%
--	---	--	---	------------

り輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。） 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	(a) 小麦でん粉を含有するもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (b) その他のもののうち でん粉等に係る共通の限度数量 以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	(三) 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法の用を除外。）のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める	二五% 一六% 二五% 二五%
---	---	---	---

一九〇一・九〇	米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの その他のもの 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） (一) 第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの B その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）
---------	--

	A	B	C
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。） 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉 のうち、米産品が最大の重量を占めるもの のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。） 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉 のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。） が最大の重量を占めるもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。） 大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉 のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が 最大の重量を占めるもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同

二五%

二五%

二五%

一九・〇四	行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 二 その他のもの (一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。） 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品 二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品 (一) 米のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (二) 小麦（ライ小麦を含む。）のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定によ	一九〇四・一〇
二一・二％	一九・二％	一九・二％

[illegible]

二〇〇八・二〇	その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） パイナップル 一 砂糖を加えたもの (一) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）のうち この号の一の(一)及び二の(一)に掲げるパイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの（国内産の生鮮のパイナップルを原料とするものに限る。）の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの 二 その他のもの (一) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。） その他のもの 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの B その他のもの (c) 第一二二・二二一号の物品のもの ロ その他のもの コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品、コーヒー、茶又はマテをもとした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品並びにコーヒーをもとした調製品	
二〇〇八・九九		
二一・〇一		一%
	無税	
	無税	

二二〇一・二一	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品並びにコーヒーをもとした調製品 エキス、エッセンス及び濃縮物 一 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの エキス、エッセンス又は濃縮物をもとした調製品及びコーヒーをもとした調製品 一 エキス、エッセンス又は濃縮物をもとした調製品 (一) 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの 二 コーヒーをもとした調製品 (一) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの B その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (二) その他のもの A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品並びに茶又はマテをもとした調製品 二 茶又はマテをもとした調製品 (一) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数	九・七％ 一％ 二五％ 二五％ 一％ 二五％
二二〇一・二二		
二二〇一・二〇		二五％

[illegible]

[illegible]

四一・〇一	バイポリエチレン 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（スプリットしてないもので、生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	無税
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したもののは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） 二 その他のもののうち この号の二、第四一〇一・五〇号の二及び第四一〇一・九〇号の二に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の二の（一）及び二の（一）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第四一〇七・一一号の二の（一）、第四一〇七・一二号の二の（一）、第四一〇七・一九号の二の（一）、第四一〇七・九一号の二の（一）、第四一〇七・九二号の二の（一）並びに第四一〇七・九九号の二の（一）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において二四、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第四一〇四項及び第四一〇七項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの	二二%
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） 二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	二二%
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ペンズ及びベリーを含む。） 二 その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	二二%
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめし	二二%

四一〇四・四九	その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一六%
四一〇五	その他のもの 一 なめしたものの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしていないもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの 二 その他のもの (一) 染色色したもののうち 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一六% 一二% 一六%
四一〇五・三〇	羊のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。) 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色色したもののうち この号の一に掲げる羊のなめした皮及び第四一〇六・二二号の一に掲げるやぎのなめした皮並びに第四一・二一・二二・二〇号の二の(一)に掲げる羊革及び第四一・二一・二二・二〇号の二の(二)に掲げるやぎ革について、各年度において、一〇七〇、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(第四一〇六・二二号、第四一・二一・二二・二〇号及び第四一・二一・二二・二〇号において「共通の限度数量」という。)以内のもの	一二% 一六%
四一〇六	その他の動物のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。) やぎのもの 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色色したもののうち 共通の限度数量以内のもの	一六%
四一〇七	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又はク	一六%

四一〇七・二二	ラストにした後これらを超える加工をしたもので、パチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・二四項の革を除く。) 全形の革 フルグレーン(スプリットしてないものに限る。) 二 その他のもの (一) 染色色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの 染色色したものの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。) その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一三・三% 一六% 一二%
四一〇七・二二	グレーンスプリット 二 その他のもの (一) 染色色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの 染色色したものの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。) その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一三・三% 一六% 一二%
四一〇七・一九	その他のもの 二 その他のもの (一) 染色色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一二% 一六% 一二%
四一〇七・九一	その他のもの(サイドを含む。) フルグレーン(スプリットしてないものに限る。) 二 その他のもの (一) 染色色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量(第二種のもの)以	一二%

四一〇七・九二	内のもの 染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。） その他のもの （二）その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの グレーンスプリット 二 その他のもの （一）染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの 染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。） その他のもの （二）その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの その他のもの 二 その他のもの （一）染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの その他のもの （二）その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	一三・三% 一六% 一二% 一三・三% 一六% 一二%	五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）のうち この号に掲げる繭の数量（政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。）及び第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる生糸の数量を合計した数量について、七九八トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第五〇〇二・〇〇号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
四一〇七・九九	その他のもの 二 その他のもの （一）染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの その他のもの （二）その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	一二% 一六% 一二%	六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）のうち この号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号の一及び二の（一）、第六四〇三・五九号の一の（一）及び二の（一）、第六四〇三・九一号の一の（一）及び二の（一）、第六四〇三・九九号の一の（一）及び二の（一）、第六四〇四・二〇号の一の（一）及び二の（一）のA及び（一）のA、第六四〇五・一〇号の一の（一）並びに第六四〇五・九〇号の一の（一）のA及び（一）のAの（ii）に掲げる履物について、各年度において一二・〇一九、〇〇〇足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項から第六四・〇五項までにおいて「共通の限度数量」という。）以内のもの 室内用履物 その他のもの その他の履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。）のうち 共通の限度数量以内のもの 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの その他のもの その他の履物（本底が革製のものに限る。） くるぶしを覆うもの 一 室内用履物のうち	無税 無税 二四% 二一・六% 二一・六% 二四%
四一・一二	羊革（なめした又はクラストにした後これを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） 二 その他のもの （一）染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの	一二% 一六% 一六%	六四〇三・四〇	その他の履物（本底が革製のものに限る。）	
四一・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） やぎのもの 二 その他のもの （一）染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの	一六% 一六%	六四〇三・五一		
五〇・〇一		一六%			

	共通の限度数量以内のもの	二・六%
	(一) その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二・六%
六四〇三・五九	その他のもの 一 スリッパその他の室内用履物 (二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	二・六% 二・四%
	二 その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	二・六%
六四〇三・九一	その他の履物 くるぶしを覆うもの 一 本底がゴム製又はコンボジションレザー製のものの(室内用履物を除く。) (二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	二・六% 二・四%
六四〇三・九九	二 その他のものうち 共通の限度数量以内のもの その他のもの 一 本底がゴム製又はコンボジションレザー製のものの(スリッパその他の室内用履物を除く。) (二) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	二・六% 二・四%
六四〇四・一九	二 その他のものうち 共通の限度数量以内のもの 履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンボジションレザー製で、甲が紡織繊維製のものに限る。) 履物(本底がゴム製又はプラスチック製のみに限る。)	二・六% 二・四%
六四〇四・二〇	その他のもの 一 甲に毛皮を使用したもの (一) 甲の一部に革を使用したもの(スリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの 履物(本底が革製又はコンボジションレザー製のものに限る。) 一 甲に毛皮を使用したもの (一) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパ	二・四% 二・四%

別表第一の二 削除

生鮮のもの及び冷蔵したもの
枝肉及び半丸枝肉

二 その他のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用
限度価格(枝肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に
定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ
同表第二項第一号に定める価格をいう。以下この項にお
いて同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間
内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)
に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項にお
いて同じ。))以下のもの

(2)

課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用
限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格(枝肉に係る基準
輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二
に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの
表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それ
ぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・
〇四九)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下こ
の項において同じ。))以下のもの

(3)

課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格
を超えるもの
骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。))

二 その他のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用
限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二
に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それ
ぞれ同表第三項第一号に定める価格をいう。以下この項
及び第〇二・〇六項において同じ。))から当該区分に対応
するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応
じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格
をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。))
以下のもの

(2)

課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用
限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係
る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の

一キログラムにつき四・四円三 三銭	一キログラムにつき四・〇三円六 七銭	一キログラムにつき三・九三円 〇銭	一キログラムにつき三・八二円三 三銭	一キログラムにつき三・七一元六 七銭	一キログラムにつき三・六二円 三銭
四・九%	四・八%	四・七%	四・五%	四・四%	四・三%
額	額	額	額	額	額
一キログラムにつき五・五二円八 三銭	一キログラムにつき五・三八円六 七銭	一キログラムにつき五・二四円五 〇銭	一キログラムにつき五・一〇円三 三銭	一キログラムにつき四・九六円一 七銭	一キログラムにつき四・八二円 三銭

三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は○・〇四九に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第○二・〇六項において同じ。)以下のもの

○二〇三・一九

その他のもの

二 その他のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

冷凍したもの

枝肉及び半丸枝肉

二 その他のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの

骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)

二 その他のもの

一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・九%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・八%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・七%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・五%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・四%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・三%
一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・九%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・八%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・七%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・五%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・四%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・三%
一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・九%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・八%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・七%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・五%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・四%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・三%
一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・九%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・八%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・七%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・五%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・四%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・三%
一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・九%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・八%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・七%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・五%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・四%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・三%
一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・九%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・八%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・七%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・五%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・四%	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	四・三%

○二〇三・二二

○二〇三・二二

〇二〇三・二九	その他のもの 二 その他のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき五五二円八三銭
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき五三八円六〇銭
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九％
		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	四・八％
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	四・七％
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・五％
〇二〇六・三〇	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。) 豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 二 その他のもの (一) その他のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	四・四％
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	四・三％
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九％
		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	四・八％
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	四・七％
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・五％
〇二〇六・三〇	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。) 豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 二 その他のもの (一) その他のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	四・四％
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	四・三％
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九％
		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	四・八％
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	四・七％
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・五％
〇二〇六・三〇	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。) 豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 二 その他のもの (一) その他のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	四・四％
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	四・三％
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九％
		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	四・八％
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	四・七％
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・五％

〇二〇六・四九	その他のもの 二 その他のもの (一) その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムに一キログラムにつき五五二円八三銭
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムに一キログラムにつき五二四円五三銭
〇二・一〇	(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール 豚の肉	一キログラムに一キログラムにつき四・九％ 差額
	〇二一〇・一一 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	一キログラムに一キログラムにつき四・八％ 差額
〇二一〇・一一	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第四項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。）を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(2)に定める率（例えば、九・八％の場合は〇・〇九八）に〇・六を加えた数で除し、これに一・五を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。）以下のもの	一キログラムに一キログラムにつき四・七％ 差額
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの ばら肉及びこれを分割したもの	一キログラムに一キログラムにつき四・五％ 差額
〇二一〇・一一	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムに一キログラムにつき四・四％ 差額
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムに一キログラムにつき四・三％ 差額
〇二一〇・一一	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムに一キログラムにつき九・八％ 差額
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムに一キログラムにつき九・五％ 差額
〇二一〇・一一	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムに一キログラムにつき九・三％ 差額
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムに一キログラムにつき九％ 差額
〇二一〇・一一	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムに一キログラムにつき八・八％ 差額
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムに一キログラムにつき八・五％ 差額

[illegible]

三四・一%及び一三三・三%及び一三二・四%及び一三二・五%及び一三〇・七%及び一三六%及び一キ

この寺元には足重王の仮託

一キログラムに一キログラムに一キログラムに一キログラムに一キログラムに二六%及び一キ

二四・四%及び二
一三・八%及び二
一三・二%及び二
一三・五%及び二
一三・九%及び二
一六%及び一キ

錢	錢		
---	---	--	--

Journal of Management Inquiry 26(4)

二九・三%及び二二・八・五%及び二二・七・八%及び二二・七%及び一・キ二六・三%及び一・三二%及び一・キ

二九・三%及び二二・八・五%及び二二・七・八%及び二二・七%及び二一・キ二六・三%及び二一・三二%及び二一・キ

[illegible]

又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナツト若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト

滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥を

し又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの

バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち

別表第一第〇四〇三・九〇号の適用を受けるもの以外のもの

(二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のもののうち

バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち

別表第一第〇四〇三・九〇号の適用を受けるもの以外のもの

(三) 脂肪分が全重量の二六％を超えるもののうち

バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち

別表第一第〇四〇三・九〇号の適用を受けるもの以外のもの

ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)及びミルクの天然の組成成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)

ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、又は砂糖その他の甘味料を加えたもの

(一) 脂肪分が全重量の五%以下のもののうち

別表第二第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの

(二) その他のものうち

別表第一第四〇四・一〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

〇四〇四・一〇

[illegible]

[illegible]

一〇〇一・九一	その他のもの 播種 ^は 用のものうち 別表第一一〇〇一・九一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円六三	一キログラムにつき一円二七	一キログラムにつき一〇円九〇	一キログラムにつき一〇円五三	一キログラムにつき一〇円一七	一キログラムにつき九円八〇
一〇〇一・九九	その他のもの 別表第一一〇〇一・九九号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	銭	銭	銭	銭	銭	銭
一〇・三	大麦及び裸麦 播種 ^は 用のものうち 別表第一一〇〇三・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	銭	銭	銭	銭	銭	銭
一〇〇三・九〇	その他のものうち 別表第一一〇〇三・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円七三	一キログラムにつき一円四七	一キログラムにつき一円二〇	一キログラムにつき一〇円九三	一キログラムにつき一〇円六七	一キログラムにつき一〇円四〇
一〇・〇六	米 もみのうち 別表第一一〇〇六・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	銭	銭	銭	銭	銭	銭
一〇〇六・二〇	玄米のうち 別表第一一〇〇六・二〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの					銭	銭
一〇〇六・三〇	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)のうち 別表第一一〇〇六・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの					銭	銭
一〇〇六・四〇	碎米のうち 別表第一一〇〇六・四〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの					銭	一キログラムにつき五九円一七

一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物					
一〇〇八・六〇	ライ小麦					
	二 その他のもののうち					
	別表第一一〇〇八・六〇号に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの					一キログラムに一キログラムにつき一一〇円九〇つき一〇円五三つき一〇円一七つき九円八〇銭
一一・〇一	小麦粉及びメスリン粉のうち					銭
一一〇一・〇〇	別表第一二〇一・〇〇号に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの					銭
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）					銭
一一〇二・三〇	別表第一一一〇二・三〇号に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの					銭
一一〇二・九〇	その他のもの					
	一 大麦粉及び裸麦粉のうち					
	別表第一一一〇二・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの					一キログラムに一キログラムにつき三六円
	二 ライ小麦粉のうち					一キログラムに一キログラムにつき三五円
	別表第一一一〇二・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの					一キログラムに一キログラムにつき三四円
	三 米粉のうち					一キログラムに一キログラムにつき三三円
	別表第一一一〇二・九〇号の三に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの					一キログラムに一キログラムにつき三二円
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット					一キログラムに一キログラムにつき三一円
一一〇三・一一	ひき割り穀物及び穀物のミール					一キログラムに一キログラムにつき二九円七〇つき二八円九三つき二八円一七つき二七円四〇
	小麦のもののうち					銭
	別表第一一一〇三・一一号に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの					銭
一一〇三・一九	その他の穀物のもの					銭
	一 大麦又は裸麦のもののうち					銭
	別表第一一一〇三・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの					銭

一一〇三・二〇 ペレット	二 ライ小麦のもののうち 別表第一一一〇三・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの						つき三六円	つき三五円	つき三四円	つき三三円	つき三二円	つき三一円
	四 米のもののうち 別表第一一一〇三・一九号の四に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの						つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇
	一 小麦のもののうち 別表第一一一〇三・二〇号の一に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの						つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇
	三 とうもろこし又は米のもののうち (一) 米のもののうち 別表第一一一〇三・二〇号の三の(一)に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの						つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇
	四 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一一一〇三・二〇号の四に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの						つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇
	五 ライ小麦のもののうち 別表第一一一〇三・二〇号の五に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの						つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもののうち 別表第一一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの						つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇
	二 とうもろこし又は米のもの						つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇
							つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇
							つき三一円二三 つき三〇円四七	つき三一円二三 つき三〇円四七	つき二九円七〇 つき二八円九三	つき二八円九三 つき二八円一七	つき二八円一七 つき二七円四〇	つき二七円四〇

一一・〇四

一一〇四・一九

(一) 米のもののうち 別表第一第一一〇四・一九号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの						一キログラムに一キログラムにつき五九円一七つき四九円
三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一第一一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの						一キログラムに一キログラムにつき三三三円二〇
その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの） その他の穀物のもの						一キログラムに一キログラムにつき三六円一〇
一 小麦又はライ小麦のもののうち 別表第一第一一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの						一キログラムに一キログラムにつき二八円九三
二 米のもののうち 別表第一第一一〇四・二九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの						一キログラムに一キログラムにつき二七円四〇
三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一第一一〇四・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの						一キログラムに一キログラムにつき四九円
一・〇八 二・〇八・二	一・〇八 二・〇八・二	一・〇八 二・〇八・二	一・〇八 二・〇八・二	一・〇八 二・〇八・二	一・〇八 二・〇八・二	一・〇八 二・〇八・二
一六・〇二 一六・〇二・四一	一六・〇二 一六・〇二・四一	一六・〇二 一六・〇二・四一	一六・〇二 一六・〇二・四一	一六・〇二 一六・〇二・四一	一六・〇二 一六・〇二・四一	一六・〇二 一六・〇二・四一
その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類豚のもの もも肉及びこれを分割したもの 一 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（二個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物						一キログラムに一キログラムにつき三九円九〇
一キログラムに一キログラムにつき三九円九〇	一キログラムに一キログラムにつき三八円八〇	一キログラムに一キログラムにつき三七円七〇	一キログラムに一キログラムにつき三六円一〇	一キログラムに一キログラムにつき二八円九三	一キログラムに一キログラムにつき二七円四〇	一キログラムに一キログラムにつき四九円

[illegible]

一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)	課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	九・八%	九・五%	九・三%	九%	八・八%	八・五%
一七〇一・九一	その他のもの							
一七〇一・九九	香味料又は着色料を加えたもの							
一七〇一・九九	その他のもの							
一七〇一・九九	一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの							
一七・〇二	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)&及びカaramel							
一七〇二・九〇	その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。)							
	一 砂糖のうち							
	分みつ糖							
	二 砂糖水のうち							
	分みつ糖のもの							
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血豚のもの							
一六〇二・四一	一 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)&並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(二個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)&のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)							
	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの							

一九〇一・二〇	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはベレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法のものを除く。)、米菓生地(乳幼児用又は食餌療法のものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。) (二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはベレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法のものを除く。) A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち 別表第一一九〇一・二〇号の一の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。))が最大の重量を占めるものうち 別表第一一九〇一・二〇号の一の(二)のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					
	九・八%	九・五%	九・三%	九%	八・八%	八・五%
に係る基準輸入価格に一・五を乗価格に一・五を乗価格に一・五を乗価格に一・五を乗価格に一・五を乗価格に一・五を乗 価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額と課 税価格に〇・六を乗じて得た額と乗じて得た額と乗じて得た額と乗じて得た額と乗じて得た額と乗じて得た額と乗じて得た額と乗じて得た額と 乗じて得た額との差額						
一キログラムにつき三〇円四七	一キログラムにつき二九円七〇	一キログラムにつき二八円九三	一キログラムにつき二八円一七	一キログラムにつき二七円四〇	一キログラムにつき六五円一七 一キログラムにつき五四円 銭	

一九〇一・九〇		その他のもの							
		一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法のものを除く。）							
		(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法のものを除く。）							
		A 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもののうち							
		別表第一一九〇一・九〇号の一の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの							
		C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち							
		別表第一一九〇一・二〇号の一の(二)のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの							
		D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの							
		(a) 小麦でん粉を含有するもののうち							
		別表第一一九〇一・二〇号の一の(二)のDの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの							
		(二) 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法のものを除く。）のうち							
		別表第一一九〇一・二〇号の一の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの							
		銭	一キログラムに	銭	一キログラムに	銭	一キログラムに	銭	一キログラムに
			つき三九円九〇		つき三八円八〇		つき三七円七〇		つき三六円六〇

B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の一の（二）のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の一の（二）のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の一の（二）のDの（a）に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	(三) 餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法のものを除く。）のうち 別表第一一九〇一・九〇号の一の（三）に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。） 穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品 二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品 (一) 米のものうち 別表第一一九〇四・一〇号の二の（一）に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	
つき六五円一七つき五四円	つき二八円一七つき二七円四〇	つき二八円一七つき二七円四〇	つき二八円一七つき二七円四〇	つき二八円一七つき二七円四〇	つき二八円一七つき二七円四〇

一九〇四・二〇	(二) 小麦(ライ小麦を含む。)のもののうち 別表第一一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	(三) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち 別表第一一九〇四・二〇号の二の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円五三銭	一キログラムにつき二八円八〇銭	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二六円六〇銭
	いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品					一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円五三銭	一キログラムにつき二八円八〇銭	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二六円六〇銭
	二 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品					一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円五三銭	一キログラムにつき二八円八〇銭	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二六円六〇銭
	(一) 米のものうち 別表第一一九〇四・二〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円五三銭	一キログラムにつき二八円八〇銭	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二六円六〇銭
	(二) 小麦(ライ小麦を含む。)のものうち 別表第一一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	(三) 大麦(裸麦を含む。)のものうち 別表第一一九〇四・二〇号の二の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円五三銭	一キログラムにつき二八円八〇銭	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二六円六〇銭
	ブルガー小麦のうち 別表第一一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円五三銭	一キログラムにつき二八円八〇銭	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二六円六〇銭
	その他のもの 一 米のものうち 別表第一一九〇四・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円五三銭	一キログラムにつき二八円八〇銭	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二六円六〇銭
	二 小麦又はライ小麦のものうち 別表第一一九〇四・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円五三銭	一キログラムにつき二八円八〇銭	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二六円六〇銭

けるもの以外のもの 三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一一九〇四・九〇号の三に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの 調製食料品(他の項に該当するものを除く。) その他のもの 二二〇六・九〇 二二〇六・九〇 二二〇六・九〇 (一) 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品 A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち 別表第一二二〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの B その他のもの (a) 小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち 別表第一二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (b) 大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち 別表第一二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (二) その他のもの A 糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。)のうち 分みつ糖のもの	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭
	一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二六円二〇銭

別表第一の三の二 豚肉等に係る基準輸入価格表(第七条の六関係)

項名	号名	基準輸入価格					
一		平成七年四月一日から平成八年四月一日から平成八年三月三十一日までに輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一二年四月一日から令和八年三月三十一日までに輸入されるもの		
		一頭につき二四、八四〇円五	一頭につき二三、七六三円二	一頭につき二二、六六八円六	一頭につき二二、一三四円六		
		四銭	四銭	六銭	〇銭		
		二頭につき二五、五八七円二	一頭につき二四、四三七円二	一頭につき二三、八四三円	一頭につき二三、二七二円八	一頭につき二二、七〇五円八	
二		一銭	五銭	二銭	八銭	一銭	
		一キログラムにつき四六〇	一キログラムにつき四四〇	一キログラムにつき四二九	一キログラムにつき四一九	一キログラムにつき四〇九	
		円一銭	円六銭	円七一銭	円七九銭	円九〇銭	
		二キログラムにつき四六七	一キログラムにつき四四六	一キログラムにつき四三五	一キログラムにつき四二五	一キログラムにつき四一五	
三		円二銭	円八九銭	円八八銭	円八二銭	円四〇銭	
		一キログラムにつき六一三	一キログラムにつき五八六	一キログラムにつき五七二	一キログラムにつき五五九	一キログラムにつき五四六	
		円三四銭	円七六銭	円九五銭	円七三銭	円五三銭	
		二キログラムにつき六二二	一キログラムにつき五九五	一キログラムにつき五八一	一キログラムにつき五六七	一キログラムにつき五五三	
四		円六九銭	円一九銭	円七三銭	円一八銭	円七七銭	
		一キログラムにつき四六〇	一キログラムにつき四四〇	一キログラムにつき四二九	一キログラムにつき四一九	一キログラムにつき四〇九	
		円一銭	円六銭	円七九銭	円七九銭	円九〇銭	
		二キログラムにつき四八二	一キログラムにつき四五九	一キログラムにつき四四八	一キログラムにつき四三七	一キログラムにつき四二六	
		円七六銭	円七四銭	円三九銭	円四八銭	円六五銭	

別表第一の四 削除

別表第一の五 削除

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率					
一	関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第〇四〇一・一〇号の一に掲げる物品	平成七年四月一日から平成八年四月一日から平成八年三月三十一日までに輸入されるもの					
		八・一％及び一キログ					
二	関税率表第〇四〇一・二〇号の一に掲げる物品	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの					
		八・一％及び一キログ					

[illegible]

[illegible]

	九号の一、第一九〇一・二〇号の一の(二)のB又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のBに掲げる物品 関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品	一キログラムにつき 四二円八九銭	一キログラムにつき 四二円七八銭	一キログラムにつき 四〇円六七銭	一キログラムにつき 三九円五六銭	一キログラムにつき 三八円四四銭	一キログラムにつき 三七円三三銭
	関税率表第一一〇八・一一号、第一九〇一・二〇号の一の(二)のD又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のDの(a)に掲げる物品 関税率表第一九〇四・一〇号の二の(二)、第一九〇四・二〇号の二の(二)、第一九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号の二又は第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる物品	一キログラムにつき 五一円三三銭	一キログラムにつき 五〇円	一キログラムにつき 四八円六七銭	一キログラムにつき 四七円三三銭	一キログラムにつき 四六円	一キログラムにつき 四四円六七銭
	関税率表第一九〇四・一〇号の二の(二)、第一九〇四・二〇号の二の(二)、第一九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号の二又は第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる物品 関税率表第一一〇三・一〇号又は第一一〇三・九〇号に掲げる物品	一キログラムにつき 三二円五〇銭	一キログラムにつき 三二円六七銭	一キログラムにつき 三〇円八三銭	一キログラムにつき 三〇円	一キログラムにつき 二九円一七銭	一キログラムにつき 二八円三三銭
一四	関税率表第一一〇二・九〇号の一、第一一〇三・一九号の一、第一一〇三・二〇号の四、第一九〇一・二〇号の一の(二)のC又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のCに掲げる物品 関税率表第一一〇四・一九号の三に掲げる物品	一キログラムにつき 一四円九四銭	一キログラムにつき 一四円五六銭	一キログラムにつき 一四円一七銭	一キログラムにつき 一三円七八銭	一キログラムにつき 一三円三九銭	一キログラムにつき 一三円
	関税率表第一一〇四・二九号の三に掲げる物品 関税率表第一九〇四・一〇号の二の(二)、第一九〇四・二〇号の二の(二)、第一九〇四・九〇号の三又は第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる物品	一キログラムにつき 三三円七八銭	一キログラムにつき 三三円八九銭	一キログラムにつき 三三円	一キログラムにつき 三二円一七銭	一キログラムにつき 三一円二二銭	一キログラムにつき 三〇円三三銭
一四の二	関税率表第一九〇四・一〇号の二の(二)、第一九〇四・二〇号の二の(二)、第一九〇四・九〇号の三又は第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる物品 関税率表第一一〇六・一〇号、第一一〇六・二〇号、第一一〇六・三〇号、第一一〇六・四〇号、第一一〇四・一九号の二の(二)、第一一〇四・二九号の二、第一九〇四・一〇号の二の(一)、第一九〇四・二〇号の二の(一)又は第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品 関税率表第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	一キログラムにつき 四二円二八銭	一キログラムにつき 四二円二二銭	一キログラムにつき 四〇円一七銭	一キログラムにつき 三九円一七銭	一キログラムにつき 三八円六銭	一キログラムにつき 三七円
	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの 関税率表第一一〇二・九〇号の三、第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・二〇号の三の(二)、第一九〇一・二〇号の一の(二)のA若しくは(三)又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のAに掲げる物品 関税率表第一九〇一・九〇号の一の(三)に掲げる物品のうち	一キログラムにつき 四二円二八銭	一キログラムにつき 四二円二二銭	一キログラムにつき 四〇円一七銭	一キログラムにつき 三九円一七銭	一キログラムにつき 三八円六銭	一キログラムにつき 三七円
一五	関税率表第一一〇八・一二号に掲げる物品	一キログラムにつき 四四円三三銭	一キログラムにつき 四四円三三銭	一キログラムにつき 四三円一七銭	一キログラムにつき 四二円	一キログラムにつき 四〇円八三銭	一キログラムにつき 三九円六七銭
一六	関税率表第一一〇八・一三号に掲げる物品	一キログラムにつき 四四円三三銭	一キログラムにつき 四四円三三銭	一キログラムにつき 四三円一七銭	一キログラムにつき 四二円	一キログラムにつき 四〇円八三銭	一キログラムにつき 三九円六七銭
一七	関税率表第一一〇八・一四号に掲げる物品	一キログラムにつき 四四円三三銭	一キログラムにつき 四四円三三銭	一キログラムにつき 四三円一七銭	一キログラムにつき 四二円	一キログラムにつき 四〇円八三銭	一キログラムにつき 三九円六七銭

一八	関税率表第一一〇八・一九号に掲げる物品のうち サゴでん粉	一キログラムにつき 四四四五〇銭	四四四三三銭	四三二一七銭	四二二〇	四〇四八三銭	三九四六七銭
一九	関税率表第一一〇八・一九号に掲げる物品のうち サゴでん粉以外のもの	一キログラムにつき 四四四五〇銭	一キログラムにつき 四四四三三銭	一キログラムにつき 四三二一七銭	一キログラムにつき 四二二〇	一キログラムにつき 四〇四八三銭	一キログラムにつき 三九四六七銭
二〇	関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品	一キログラムにつき 四四四五〇銭	一キログラムにつき 四四四三三銭	一キログラムにつき 四三二一七銭	一キログラムにつき 四二二〇	一キログラムにつき 四〇四八三銭	一キログラムにつき 三九四六七銭
二一	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品 関税率表第一二〇二・四一號又は第一二〇二・四二號 に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けな いもの	一キログラムにつき 四四四五〇銭 一キログラムにつき 二二二九八九銭	一キログラムにつき 四四四三三銭 一キログラムにつき 二二二九八九銭	一キログラムにつき 四三二一七銭 一キログラムにつき 二二二三三八三銭	一キログラムにつき 四二二〇 一キログラムにつき 二二二七七八銭	一キログラムにつき 四〇四八三銭 一キログラムにつき 二二二一〇七二銭	一キログラムにつき 三九四六七銭 一キログラムにつき 二二〇五五五七銭
二二	関税率表第一二二二・九九号の一に掲げる物品	一キログラムにつき 一、〇六八四九四銭	一キログラムにつき 一、〇四二五五六銭	一キログラムにつき 一、〇四二五五六銭	一キログラムにつき 九八六四七八銭	一キログラムにつき 九五九四三三九銭	一キログラムにつき 九三二二〇
二三	関税率表第一八〇六・二〇号の一の(一)、第一八〇六・ 九〇号の二の(一)のA、第一九〇一・一〇号の一の(一)又 は第一九〇一・二〇号の一の(一)のAに掲げる物品	九・一%及び一キログラムにつき二五九円 六七銭	八・九%及び一キログラムにつき二五三円 三三銭	八・六%及び一キログラムにつき二四六円 六七銭	八・四%及び一キログラムにつき二二九円 九四銭	八・二%及び一キログラムにつき二二三円 三三銭	七・九%及び一キログラムにつき二二六円
二四	関税率表第一九〇一・九〇号の一の(一)のBに掲げる物 品	一・四%及び一キログラムにつき四四三円 六七銭	一・一%及び一キログラムにつき四三三円 三三銭	一・八%及び一キログラムにつき四二〇円 三三銭	一・五%及び一キログラムにつき四〇九円 六七銭	一・二%及び一キログラムにつき三九七円 六七銭	一・九%及び一キログラムにつき三八六円
二五	関税率表第一九〇一・九〇号の一の(一)のDの(b)又は第 一〇一・九〇号の一の(一)のDの(b)に掲げる物品	一キログラムにつき 四四四五〇銭	一キログラムにつき 四四四三三銭	一キログラムにつき 四三二一七銭	一キログラムにつき 四二二〇	一キログラムにつき 四〇四八三銭	一キログラムにつき 三九四六七銭
二六	関税率表第一二〇一・二二号の二の(一)のA又は第二 〇一・二〇号の二の(一)のBに掲げる物品	一・四%及び一キログラムにつき二五九円 六七銭	一・一%及び一キログラムにつき二五三円 三三銭	一・八%及び一キログラムにつき二四六円 六七銭	一・五%及び一キログラムにつき二三九円 九四銭	一・二%及び一キログラムにつき二三三円 三三銭	一・九%及び一キログラムにつき二二六円
二七	関税率表第一二〇一・二二号の二の(一)のB又は第二 〇一・二〇号の二の(一)のBに掲げる物品	一・四%及び一キログラムにつき二五九円 六七銭	一・一%及び一キログラムにつき二五三円 三三銭	一・八%及び一キログラムにつき二四六円 六七銭	一・五%及び一キログラムにつき二三九円 九四銭	一・二%及び一キログラムにつき二三三円 三三銭	一・九%及び一キログラムにつき二二六円
二八	関税率表第一二〇六・一〇号の一に掲げる物品	一・四%及び一キログラムにつき二五九円 六七銭	一・一%及び一キログラムにつき二五三円 三三銭	一・八%及び一キログラムにつき二四六円 六七銭	一・五%及び一キログラムにつき二三九円 九四銭	一・二%及び一キログラムにつき二三三円 三三銭	一・九%及び一キログラムにつき二二六円
二九	関税率表第一二〇六・九〇号の一の(一)に掲げる物品	一・四%及び一キログラムにつき二五九円 六七銭	一・一%及び一キログラムにつき二五三円 三三銭	一・八%及び一キログラムにつき二四六円 六七銭	一・五%及び一キログラムにつき二三九円 九四銭	一・二%及び一キログラムにつき二三三円 三三銭	一・九%及び一キログラムにつき二二六円
三〇	関税率表第一二〇六・九〇号の一の(一)に掲げる物品 うち 調製食用脂(第四・〇五項の物品の含有量が全重 量)	一・四%及び一キログラムにつき二五九円 六七銭	一・一%及び一キログラムにつき二五三円 三三銭	一・八%及び一キログラムにつき二四六円 六七銭	一・五%及び一キログラムにつき二三九円 九四銭	一・二%及び一キログラムにつき二三三円 三三銭	一・九%及び一キログラムにつき二二六円

	量の三〇%を超えて七〇%以下のものに限る。)以外						
二七	関税率表第二一〇六・九〇号の一の(二)に掲げる物品のうち 調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超えて七〇%以下のものに限り。)	一一・四%及び一キログラムにつき四四三円六七銭	一・一%及び一キログラムにつき四三一円三三銭	一〇・八%及び一キログラムにつき四二〇円	一〇・五%及び一キログラムにつき四〇九円六七銭	一・二%及び一キログラムにつき三九七円三三銭	九・九%及び一キログラムにつき三八六円
二八	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品	一キログラムにつき九六四円六一銭	一キログラムにつき九三九円八九銭	一キログラムにつき九一五円一七銭	一キログラムにつき八九〇円四四銭	一キログラムにつき八六五円七二銭	一キログラムにつき八四一元
二九	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品	一キログラムにつき二、六六七円九四銭	一キログラムにつき二、五九九円五六銭	一キログラムにつき二、五三一円一七銭	一キログラムにつき二、四六二円七八銭	一キログラムにつき二、三九四円三九銭	一キログラムにつき二、三二六円

別表第一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税対象品目表（第七条の四関係）

品目	項名
一 関税率表別表（以下この表において「関税率表」という。）第〇四〇一・一〇号の一に掲げる物品	
二 関税率表第〇四〇一・二〇号の一に掲げる物品	
三 関税率表第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の(一)に掲げる物品	
四 関税率表第〇四〇一・五〇号の一の(二)に掲げる物品	
五 関税率表第〇四〇二・一〇号の一に掲げる物品	
六 関税率表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる物品のうち 学校等給食用のもの	
七 関税率表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる物品のうち 飼料用のもの	
八 関税率表第〇四〇二・一〇号の二の(二)に掲げる物品	
九 関税率表第〇四〇二・二一号の一の(一)に掲げる物品	
一〇 関税率表第〇四〇二・二一号の一の(二)に掲げる物品	
一一 関税率表第〇四〇二・二二号の二の(一)に掲げる物品のうち 学校等給食用のもの	
一二 関税率表第〇四〇二・二二号の二の(二)に掲げる物品のうち 飼料用のもの	
一三 関税率表第〇四〇二・二二号の二の(二)に掲げる物品	
一四 関税率表第〇四〇二・二九号の一の(一)に掲げる物品	

一五	関税率表第〇四〇二・二九号の一の(二)に掲げる物品
一六	関税率表第〇四〇二・二九号の二に掲げる物品
一七	関税率表第〇四〇二・九一号の一の(二)に掲げる物品
一八	関税率表第〇四〇二・九一号の二に掲げる物品
一九	関税率表第〇四〇二・九九号の一の(二)に掲げる物品
一〇	関税率表第〇四〇二・九九号の二に掲げる物品
二一	関税率表第〇四〇三・二〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(一)に掲げる物品
二三	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(二)に掲げる物品
二四	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(三)に掲げる物品
二五	関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる物品
二六	関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(二)に掲げる物品
二七	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(一)に掲げる物品
二八	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(二)に掲げる物品
二九	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(三)に掲げる物品
三〇	関税率表第〇四〇五・一〇号の一、第〇四〇五・二〇号又は第〇四〇五・九〇号の一に掲げる物品
三一	関税率表第〇四〇五・一〇号の二又は第〇四〇五・九〇号の二に掲げる物品
三二	関税率表第〇七一三・一〇号の二の(二)に掲げる物品
三三	関税率表第〇七一三・三二号に掲げる物品
三四	関税率表第〇七一三・三三号の二の(二)に掲げる物品
三五	関税率表第〇七一三・三四号の二の(二)又は第〇七一三・三五号の二の(二)に掲げる物品

	関税率表第七一三・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆以外のもの
	三六 関税率表第七一三・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆
	三七 関税率表第七一三・五〇号の二の(二)に掲げる物品
	三八 関税率表第七一三・六〇号の二の(二)又は第七一三・九〇号の二の(二)に掲げる物品
	三九 関税率表第一〇〇一・一一号又は第一〇〇一・一九号に掲げる物品
	四〇 関税率表第一〇〇一・九一号又は第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン
	四一 関税率表第一〇〇一・九一号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの
	関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの以外のもの
	四二 関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの
	四三 関税率表第一〇〇三・一〇号に掲げる物品のうち 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用以外のもの
	四四 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの
	四四の二 関税率表第一〇〇六・一〇号に掲げる物品
	四四の三 関税率表第一〇〇六・二〇号に掲げる物品
	四四の四 関税率表第一〇〇六・三〇号に掲げる物品
	四四の五 関税率表第一〇〇六・四〇号に掲げる物品
	四五 関税率表第一〇〇八・六〇号に掲げる物品
	四六 関税率表第一〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの
	四七 関税率表第一〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの以外のもの
	四八 関税率表第一〇二・九〇号の一に掲げる物品
	四九 関税率表第一〇二・九〇号の二に掲げる物品
	四九の二 関税率表第一〇二・九〇号の三に掲げる物品

	五〇 関税率表第一〇三・一一号に掲げる物品
	五一 関税率表第一〇三・一九号の一に掲げる物品
	五二 関税率表第一〇三・一九号の二に掲げる物品
	五二の二 関税率表第一〇三・一九号の四に掲げる物品
	五三 関税率表第一〇三・二〇号の一に掲げる物品
	五三の二 関税率表第一〇三・二〇号の三の(二)に掲げる物品
	五四 関税率表第一〇三・二〇号の四に掲げる物品
	五五 関税率表第一〇三・二〇号の五に掲げる物品
	五六 削除
	五七 関税率表第一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち 小麦のもの
	五八 関税率表第一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち ライ小麦のもの
	五八の二 関税率表第一〇四・一九号の二の(二)に掲げる物品
	五九 関税率表第一〇四・一九号の三に掲げる物品
	六〇 関税率表第一〇四・二九号の一に掲げる物品のうち 小麦のもの
	六一 関税率表第一〇四・二九号の一に掲げる物品のうち ライ麦のもの
	六一の二 関税率表第一〇四・二九号の二に掲げる物品
	六一の三 関税率表第一〇四・二九号の三に掲げる物品
	六二 関税率表第一〇八・一一号に掲げる物品
	六三 関税率表第一〇八・一二号に掲げる物品
	六四 関税率表第一〇八・一三号に掲げる物品
	六五 関税率表第一〇八・一四号に掲げる物品
	六六 関税率表第一〇八・一九号に掲げる物品のうち サゴでん粉
	六七 関税率表第二〇八・一九号に掲げる物品のうち サゴでん粉以外のもの
	六八 関税率表第二〇八・二〇号に掲げる物品
	六九 関税率表第二〇二・三〇号に掲げる物品のうち 殻付きのもの

課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格(枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別の表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、六・五%の場合は〇・〇六五)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの

二
その他のもの

(1) 課税価格がキログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第三項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下のもの

(2) 課税価格がキログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、六・五%の場合は〇・〇六五)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。)以下の

[illegible]

(3) 課税価格が一キログラム点価格を超えるもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール

骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第四項第三号に定める価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。）を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の（二）に定める率（例えば、一三・一％の場合は〇・三二）に〇・六を加えた数で除し、これに一・五を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。）以下のもの

[illegible]

〇二二〇・一一一	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分の岐点価格を超えるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分の岐点価格以下のもの	乗じて得た額との差額 一一・一％ 一一・七％ 一一・四％ 一二％ 一一・七％ 一一・三％
〇二二〇・一九	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分の岐点価格を超えるもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分の岐点価格以下のもの	乗じて得た額との差額 一一・一％ 一一・七％ 一一・四％ 一二％ 一一・七％ 一一・三％
〇二二〇・九九	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分の岐点価格を超えるもの その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。） その他のもの 一 豚のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分の岐点価格以下のもの	乗じて得た額との差額 一一・一％ 一一・七％ 一一・四％ 一二％ 一一・七％ 一一・三％
一六・〇一一	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分の岐点価格を超えるもの	乗じて得た額との差額 一一・一％ 一一・七％ 一一・四％ 一二％ 一一・七％ 一一・三％

[illegible]

[illegible]

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法別表の番品名	税率
号	
〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 二 その他のもの （一）臓器 豚のもの（冷凍したものに限る。） 肝臓 二 その他のもの 二 その他のもの 二 その他のもの （一）臓器 肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。） 一 肝臓 七面鳥のもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 分割してないもの（冷凍したものに限る。） 分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。） 一 肝臓 二 その他のもの あひるのもの 分割してないもの（冷凍したものに限る。） 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） その他のもの（冷凍したものに限る。） 肝臓 その他のもの がちょうのもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 分割してないもの（冷凍したものに限る。）
〇二〇六・四一	四・三%
〇二〇六・四九	四・三%
〇二・〇七	四・三%
〇二〇七・一四	無税
〇二〇七・二四	無税
〇二〇七・二五	無税
〇二〇七・二六	無税
〇二〇七・二七	無税
〇二〇七・四二	四・八%
〇二〇七・四三	無税
〇二〇七・四五	無税
〇二〇七・五一	四・八%
〇二〇七・五二	四・八%

〇二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
〇二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	四・八%
〇二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限る。） 一 肝臓 二 その他のもの ほろほろ鳥のもの 一 肝臓（冷凍したものに限る。） 二 その他のもの	四・八% 無税
〇二〇七・六〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	四・八%
〇二・〇九	豚のもの その他のもの 魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚 淡水魚 二 その他のもの その他のもの	三% 三% 無税 無税
〇二〇九・一〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇二〇九・九〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇三・〇一	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇三・〇一・一一	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇三・〇一・一九	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇三・〇五・二〇	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） た甲殻類（殻を除いてあるかないかを問わない前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） 付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。） 並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） その他のもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） 一 くん製したもの 二 その他のもの ロブスター（ホマルス属のもの）	無税 無税 三・二% 四%

〇三〇六・九三	一 くん製したもの 二 その他のもの	三・二 四
〇三〇六・九四	一 くん製したもの ノルウエーロプスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	七・二
〇三〇六・九五	一 くん製したもの 二 その他のもの シュリンプ及びブローン	三・二 四
〇三〇六・九九	二 その他のもの その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	三・二 七・二
〇三〇七	一 えび 二 その他のもの （一）えび （二）その他のもの	三・二 七・二 四
〇三〇七・一九	その他のもの 二 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	六・四
〇三〇七・三九	い貝（ミュテイルス属又はベルナ属のもの） その他のもの 二 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	六・四 六・四
〇三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五
〇三〇七・五二	冷凍のもの	五
〇三〇七・五九	その他のもの 一 くん製したもの	六・四
〇三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲 ^{せい} のものを除く。） 一 くん製したもの クラム、コックル及びアークシエル（ふねがい科、アイスランドがい科、ぎるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、	六・四

〇三〇七・七九	おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの） その他のもの 二 くん製したもののうち 貝柱以外のもの	六・四
〇三〇七・八七	三 その他のもの （三）その他のものうち はまぐり（乾燥したものに限る。） あわび（ハリオテイス属のもの）及びそでぼら（ストロムプス属のもの）	九
〇三〇七・八八	その他のあわび（ハリオテイス属のもの） 一 くん製したもの	六・四
〇三〇七・九九	その他のそでぼら（ストロムプス属のもの） 一 くん製したもの その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） その他のもの 二 くん製したもののうち スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱以外のもの	六・四 六・四 六・四
〇三〇八・一九	水棲 ^{せい} 無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） た水棲 ^{せい} 無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしたものとし、甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。） なまこ（ステイコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの） その他のもの 一 くん製したもの うに（バラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスクレントウス及びストロンギエロケントロトウス属のもの） その他のもの 一 くん製したもの くらげ（ロビレマ属のもの） 二 くん製したもの その他のもの 三 くん製したもの	六・四 六・四 六・四 六・四 六・四

〇四・一〇 〇四二〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。） 一 あなつばめの巣 二 プロポリス原塊 三 その他のもの	無税 無税 四・五%	〇七・〇九 〇七〇九・五九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） きのこ及びトリフ その他のもののうち まつたけ及びトリフ その他のもの アーティチョーク	無税 無税 一・五%
〇五・一〇 〇五二〇・〇〇	アンバグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。） 二 その他のもの	無税	〇七〇九・九一 〇七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） オリーブ	一・五%
〇五・一一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの その他のもの 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税	〇七一一・二〇 〇七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもののうち （一） その他のもののうち ケーパー	四・五%
〇五二一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税	〇七・一二 〇七二二・九〇	乾燥野菜（全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもののうち ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。） たけのこ	七・五%
〇五二一・九九	二 動物性の海綿のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの	無税	〇七・一三 〇七二三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。） えんどう（ビスマ・サティウム） 二 その他のもののうち （一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。） である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇% 七・五%
〇六・〇四	三 その他の他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） 生鮮のもの その他のもの ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 種ばれいしよ レタス（ラクトウカ・サティウム）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） チコリー	無税 無税 無税 無税	〇七二三・二〇 〇七二三・三三	ひよこ豆 二 その他のもののうち ささげ属又はいんげんまめ属の豆 いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス） 二 その他のもののうち （一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。） である旨が政令で定めるところにより証明されたもの パンバラ豆（ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォア ンドゼイア・スプテルラネア） 二 その他のもののうち （一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限	四・三%
〇六〇四・二〇 〇六〇四・九〇 〇七・〇一 〇七〇一・一〇 〇七・〇五	その他のもの ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 種ばれいしよ レタス（ラクトウカ・サティウム）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） チコリー	無税 無税 無税 無税	〇七二三・二〇 〇七二三・三三	ひよこ豆 二 その他のもののうち ささげ属又はいんげんまめ属の豆 いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス） 二 その他のもののうち （一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。） である旨が政令で定めるところにより証明されたもの パンバラ豆（ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォア ンドゼイア・スプテルラネア） 二 その他のもののうち （一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限	三%
〇七〇五・二二 〇七〇五・二九 〇七・〇六	ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム） その他のもの にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリクア、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） その他のもののうち ごぼう	一・五% 一・五% 無税	〇七二三・三四	（一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。） である旨が政令で定めるところにより証明されたもの パンバラ豆（ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォア ンドゼイア・スプテルラネア） 二 その他のもののうち （一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限	三%
〇七〇六・九〇	その他のもののうち ごぼう	無税		（一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。） である旨が政令で定めるところにより証明されたもの パンバラ豆（ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォア ンドゼイア・スプテルラネア） 二 その他のもののうち （一） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限	三%

〇七二三・三五	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ） 二 その他のもの (一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限り証明されたもの） （二）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの 二 その他のもの (一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限り証明されたもの） （二）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	〇七二三・三九
〇七二三・四〇	ひら豆 二 その他のもの そら豆（ヴィギア・ファバ変種マヨル、ヴィギア・ファバ変種エキナ及びヴィギア・ファバ変種ミノル） 二 その他のもの (一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限り証明されたもの） （二）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	〇七二三・五〇
〇七二三・六〇	き豆（カヤヌス・カヤン） 二 その他のもの (一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限り証明されたもの） （二）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの 二 その他のもの (一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限り証明されたもの） （二）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの ココヤシの実、ブラジルナット及びカシユナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）ココヤシの実 ココヤシの実 乾燥したもの 内果皮付きのもの その他のもの ブラジルナット 殻付きのもの 殻を除いたもの その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限り証明されたもの）	〇七二三・九〇
〇八・〇一	〇八〇一・一一 〇八〇一・一二 〇八〇一・一九 〇八〇一・二一 〇八〇一・二二 〇八〇一・二二	〇八・〇二

四・三%	三%	三%	三%	三%	三%	無税	無税	無税	無税
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

〇八〇二・一一	〇八〇二・一二	〇八〇二・二一 〇八〇二・二二 〇八〇二・六二 〇八〇二・九〇	〇八・〇三 〇八〇三・一〇	〇八〇三・九〇	〇八・〇四 〇八〇四・二〇 〇八〇四・四〇 〇八〇四・五〇 〇八・〇六 〇八〇六・二〇 〇八・〇七 〇八〇七・二〇 〇八・一〇 〇八一〇・二〇	のとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） アーモンド 殻付きのもの 二 スイートアーモンド 殻を除いたもの 二 スイートアーモンド ヘーゼルナット（コリユルス属のもの） 殻付きのもの 殻を除いたもの マカダミアナット 殻付きのもの 殻を除いたもの その他のもの 一 パカン バナナ（プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限り。） プランティン 一 生鮮のもの (一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの 二 乾燥したもの その他のもの 一 生鮮のもの (一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの 二 乾燥したもの いちじく アボカド グアバ、マンゴー及びマンゴスチン ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限り。） 乾燥したもの パイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限り。） パイヤ その他の果実（生鮮のものに限り。） ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	無税 無税 無税 無税 無税 無税 二・五% 二・五% 無税 無税 無税 二〇% 二〇% 二〇% 一〇% 一〇% 無税 三%	三%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	三%
---------	---------	--	------------------	---------	--	--	---	----	----	----	----	----	----	----	----

[illegible]

物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	一三〇二・二〇
一四〇一	一四〇一・一〇
一四〇一・九〇	一四〇四・九〇
植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	一四〇四
その他のもの	一四〇四・九〇
竹	
その他のもの	
（一）くずのつる	
植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
その他のもの	
二 たぶの木又はへちまのもの	
三 水ごけ	
四 その他のもの	
かしわの葉及びさとりいばらの葉	
その他のもの	
ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	一五〇五
一五〇五・〇〇	
一 ウールグリース（粗のものに限る。）	
パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一五・一
粗油	一五・一
その他のもの	一五・一・一〇
一 パームステアリン	一五・一・九〇
二 その他のもの	
やし（コブラ）油、パーム核油及びバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一五・一・三
粗油	一五・一・三
その他のもの	一五・一・三・一九
一 パーム核油	一五・一・三・二一
二 その他のもの	一五・一・三・二九
一 パーム核油及びその分別物	一五・一・五
その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含む、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一五・一・五・三〇
ひまし油及びその分別物	一五・一・五・九〇
その他のもの	

無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	三 %	無税	無税	無税	無税	五 %	無税
----	----	----	----	----	----	----	----	--------	----	----	----	----	--------	----

一五・一六	四 その他のもの (一) 酸価〇・六を超えるもののうち 米油及びその分別物	一キログラムにつき五円	
一五・一七	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。） 動物性油脂及びその分別物 植物性油脂及びその分別物 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	無税	
一五・一八	一 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものを除く。） (一) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの 二 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものを除く。） (一) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	無税	
一五・一九	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税	
一五・二〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	無税	
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色	無税	

一六〇五・五五	たこ	一	くん製したもの	六・四%	一七〇二・二一	乳糖及び乳糖水	四・三%
一六〇五・五六	二	その他のもの	七・二%	一七〇二・一九	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	四・三%	
一六〇五・五七	一	くん製したもののうち	六・四%	一七〇二・五〇	その他のもの	四・三%	
一六〇五・五七	二	貝柱以外のもの	七・二%	一八〇三・一〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	無税	
一六〇五・五七	二	その他のもの	七・二%	一八〇三・二〇	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	三・五%	
一六〇五・五八	あわび	一	くん製したもの	六・四%	完全には部分的に脱脂したもの	七%	
一六〇五・五八	二	その他のもの	七・二%	一八・〇五	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一〇・五%	
一六〇五・五九	かたつむりその他の巻貝（海棲 せい のものを除く。）	一	くん製したもの	六・四%	チヨコレートその他のココアを含有する調製食料品	二・五%	
一六〇五・五九	二	その他のもの	七・二%	一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	二・五%	
一六〇五・五九	その他のもの	一	帆船（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	七・二%	二	その他のもの	二・五%
一六〇五・六〇	二	その他のもの	七・二%	一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	二・五%	
一六〇五・六〇	二	その他のもの	七・二%	二	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六〇	（一）	くん製したもののうち	六・四%	（二）	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六〇	（二）	貝柱以外のもの	七・二%	別表第一一八〇六・二〇号の二の（二）に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	二・五%		
一六〇五・六〇	その他の水棲無脊椎動物	一	くん製したもの	六・四%	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	二・五%	
一六〇五・六〇	なまこ	二	その他のもの	八%	詰物をしてないもの	二・五%	
一六〇五・六二	一	くん製したもの	六・四%	二	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六二	二	その他のもの	八%	（二）	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六三	うに	一	くん製したもの	六・四%	二	その他のもの	二・五%
一六〇五・六三	二	その他のもの	八%	（二）	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六三	くらげ	一	くん製したもの	六・四%	二	その他のもの	二・五%
一六〇五・六三	二	その他のもの	八%	（二）	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六九	その他のもの	一	くん製したもの	六・四%	二	その他のもの	二・五%
一六〇五・六九	二	その他のもの	八%	（二）	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六九	（一）	うに	八%	（二）	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六九	（二）	くらげ	八%	（二）	その他のもの	二・五%	
一六〇五・六九	その他のもの	（三）	その他のもの	七・二%	（二）	その他のもの	二・五%
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	七・二%	一七・〇二	（二）	麦芽エキス	四・五%	

一九〇二・四〇	ツキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。） クースクス	一キログラムにつき一二円	二〇・二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。） その他のもの 二 その他のもの （一） その他のもの （二） その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） その他のもの 一 トリフ （一） 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） （二） その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） その他の野菜及び野菜を混合したもの 二 その他のもの 四 ヤングコーンコブのうち 気密容器入りのもの 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） 均質調製野菜 二 その他のもの ばれいしよ 二 その他のもの （一） 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） えんどう（ビスマ・サティウム） 二 その他のもの （一） 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） A さや付きのもの B その他のもの （二） その他のもの	三％ 九％ 九％ 七・六％ 七・六％ 四・八％ 五・三％ 九％ 九・六％ 九・六％ 七・五％
一九〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シリリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 クリスマスブレッド ジンジャーブレッドその他これに類する物品 スイートビスケット、ワッフル及びウエハー ワッフル及びウエハー ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品 その他のもの 三 その他のもの （一） 砂糖を加えたもの D その他のもの （二） その他のもの D その他のもの 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 きゅうり及びガーキン 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの （一） パパイア、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マングロー及びマンゴスチン 四 その他のもの 二 その他のもの （一） パパイア、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、カスターアップル、パッションフル		二〇・二・一〇 二〇・二・九〇 二〇・三 二〇・三・九〇 二〇・四 二〇・四・九〇 二〇・五 二〇・五・一〇 二〇・五・二〇 二〇・五・四〇		
一九〇五・一〇		四・五％			
一九〇五・二〇		九％			
一九〇五・三二		一五％			
一九〇五・四〇		四・五％			
一九〇五・九〇					
二〇・一		一二・五％			
二〇・一・一〇		一五％			
二〇・一・一〇		一二・五％			
二〇・一・九〇		一二％ 九％	二〇・五 二〇・五・一〇 二〇・五・二〇 二〇・五・四〇		
二〇・一・九〇		三・八％ 一二％			
二〇・一・九〇		三％			

[illegible]

二〇〇八・九九	砂糖を加えてないもの	二 野菜ジュース	七・六%
その他のもの		(二) その他のもののうち 気密容器入りのもの	
二 その他のもの			
(一) 砂糖を加えたもの			
A パルプ状のもの			
(a) バナナ及びアボカド―	一〇・五%	二二・〇一	
B その他のもの			
(a) ベリー及びプルーン	五・五%		
(b) バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	五・五%		
(c) その他のもののうち ドリアン、ランプータン、パッショルフрут、レイシ及びごれんし	七%	二二〇一・二一	
(二) その他のもの			
A パルプ状のもの			
(a) バナナ、アボカド―及びプルーン	七・五%	二二〇一・二二	
(b) その他のもののうち マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五%		
カムカム	二%		
B その他のもののうち			
(a) プルーン	三・九%	二二〇一・二〇	
(b) バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	四・八%		
(d) 第一二二・二二号の物品のうち ひじき（ヒジキア・フスイフロミス）	一〇%	二二〇一・三〇	
(e) その他のもの ドリアン、ランプータン、パッショルフрут、レイシ及びごれんし	五%	二二・〇二	
カムカム	二%		
爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	四・五%	二二〇二・一〇 二二〇二・二〇 二二・〇三	
二〇・〇九		二二〇二・三〇	
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		二二〇三・一〇 二二〇三・九〇	
二〇〇九・八九	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） その他のもの	その他のもの ソース	六%

	三 関税率表第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一又は第二九二二・四二号の一に掲げる物品	〇・八
	四 関税率表第三〇〇六・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のものの以外のもの 関税率表第三〇〇六・九一号に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの(両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。)	〇・八
	五 関税率表第三三〇一・二五号の一の(二)に掲げる物品	〇・八
	六 関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	〇・八
	七 関税率表第三五・〇五項に掲げる物品	〇・二
	八 関税率表第三六・〇四項に掲げる物品	〇・八
	九 関税率表第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九・一一・一〇号に掲げる物品のうち 塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第三九一四・〇〇号に掲げる物品のうち ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	〇・四
	一〇 関税率表第三〇〇六・九一号及び第三九二六・九〇号の二に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの(両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。)	〇・八
	一一 関税率表第四一四・二〇号に掲げる物品	〇・六
	一二 関税率表第四一類に掲げる物品(関税率表第四一〇一・二〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇一・九〇号の二、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の一の(二)及び二、第四一〇四・四九号の一の(二)及び二、第四一〇五・三〇号の一、第四一〇六・二二号の一、第四一〇七・一一号の二、第四一〇七・二二号の二、第四一〇七・一九号の二、第四一〇七・九一号の二、第四一〇七・九二号の二、第四一〇七・九九号の二、第四一〇七・九〇号の二の(一)、第四一・一三・一〇号の二の(一)並びに第四一・四・二〇号に掲げる物品を除く。)	〇・二
	一三 関税率表第四三〇二・一一号に掲げる物品 関税率表第四三〇二・一九号、第四三〇二・二〇号又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品のうち 羊毛、羊毛又は羊毛のものを除く	〇・二
	一四 関税率表第四四・〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一一号から第四四〇七・一三号まで、第四四〇七・一九号、第四四〇八・一〇号の二の(二)、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の一の(二)若しくは四の(二)、第四四〇八・九〇号の一の(二)若しくは二の(二)、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二一号の二、第四四〇九・二二号の一若しくは二、第四四〇九・二九号の一若しくは二、第四四・一〇項、第四四・一一項、第四四・一三項から第四四・一七項まで、第四四一八・三〇号から第四四一八・八九号まで、第四四一八・九一号の一、第四四一八・九二号、第四四・一九項、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号、第四四二一・二〇号の二、第四四二一・	〇・六

	七 一の(二)又は一の(三)に掲げる物品 かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第四四一八・九一号の二の(二)又は第四四一八・九九号の二に掲げる物品のうち 欄間以外のもの	
	一五 関税率表第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一の(一)、三の(一)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四〇九・二一号の一、第四四一二・一〇号の二、第四四一二・九四号、第四四一二・九九号、第四四二〇・九〇号の一又は第四四二一・九一号の一に掲げる物品	〇・八
	一六 関税率表第四六〇二・一一号、第四六〇二・一二号又は第四六〇二・一九号の一に掲げる物品 関税率表第四六〇二・一九号の二に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	〇・六
	一七 関税率表第五一・〇六項、第五一・〇七項、第五一・一一項又は第五一・一二項に掲げる物品	〇・八
	一八 関税率表第五二・〇四項、第五二〇五・一一号の一、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一四号の一、第五二〇五・一五号の一、第五二〇五・二一号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二三号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二六号の一、第五二〇五・二七号の一、第五二〇五・二八号の一、第五二〇五・三一号の一、第五二〇五・三二号の一、第五二〇五・三三号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・四一号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四七号の一、第五二〇五・四八号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の一、第五二〇六・一五号の一、第五二〇六・二一号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・二四号の一、第五二〇六・二五号の一、第五二〇六・二六号の一、第五二〇六・二七号の一、第五二〇六・二八号の一、第五二〇六・二九号の一、第五二〇六・三〇号の一、第五二〇六・三一号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・四一号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四四号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の(一)又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)に掲げる物品	〇・八
	一九 関税率表第五三・〇九項又は第五三一・〇〇号の一に掲げる物品	〇・八
	二〇 関税率表第五四類に掲げる物品	〇・八
	二一 関税率表第五五類に掲げる物品	〇・八
	二二 関税率表第五六〇四・九〇号の一の(二)のB若しくは三、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステイリス)その他の硬質繊維のものを除く	〇・八

二二	関税率表第五七〇一項に掲げる物品	〇・二
二四	関税率表第五七〇一・一〇号、第五七〇二・三二号、第五七〇二・三九号、第五七〇二・四一号、第五七〇二・四二号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五〇号、第五七〇二・九一号、第五七〇二・九二号、第五七〇二・九九号、第五七〇三項又は第七〇五・〇〇号に掲げる物品	〇・六
二五	関税率表第五八〇一・三二号の二、第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号、第五八〇三・〇〇号の一、第五八〇六・一〇号、第五八〇六・三二号、第五八〇六・三二号の二、第五八〇六・三九号、第五八〇六・四〇号又は第五八一一・〇〇号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品	〇・八
二六	関税率表第六〇・〇一項、第六〇〇二・四〇号、第六〇・〇三項、第六〇〇四・一〇号、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項に掲げる物品 関税率表第六〇〇二・九〇号又は第六〇〇四・九〇号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの	〇・八
二七	関税率表第六二〇九・二〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・三〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・九〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二・一三項、第六二一六・〇〇号の二又は第六二・一七項に掲げる物品	〇・八
二八	関税率表第六三〇一・二〇号から第六三〇一・九〇号まで、第六三〇二・二〇一号、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三一号、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五一号、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・九一号、第六三〇二・九九号、第六三〇三・九一号、第六三〇三・九九号、第六三〇四・一九号、第六三〇四・九二号又は第六三〇四・九九号に掲げる物品 関税率表第六三〇二・二二号、第六三〇二・三二号、第六三〇二・五三号、第六三〇二・九三号、第六三〇三・九二号又は第六三〇四・九三号に掲げる物品のうち 不織布製のもの以外のもの	〇・六
二九	関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの(長方形(正方形を含む。))以外の形状に単に裁断したものに 限る。)	〇・六
三〇	関税率表第六六・〇一項又は第六六〇三・二〇号に掲げる物品	〇・八
三一	関税率表第六七・〇二項に掲げる物品	〇・八
三二	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの	〇・六
三三	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの以外のもの	〇・八
三四	関税率表第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号又は第七四〇三・一三号に掲げる物品 関税率表第七四〇三・一九号に掲げる物品のうち 精錬用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。)以外 のもの	〇・八
三五	関税率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二二号、第七四〇八・一一号、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二二号に掲げる物品	〇・四

関税率表第七四〇七・二九号の二又は第七四〇八・二九号に掲げる物品のうち 銅・すず合金(青銅)のもの	
三六 関税率表第七四〇九・一一号、第七四〇九・一九号、第七四〇九・四〇号、第七四〇九・九〇号、第七四一・一〇項又は第七四一一・一〇号に掲げる物品	〇・六
三七 関税率表第七五〇一・二〇号の一又は第七五〇二・一〇号に掲げる物品	〇・六
三八 関税率表第七六類に掲げる物品	〇・八
三九 関税率表第七八〇一・一〇号に掲げる物品	〇・四
四〇 関税率表第七九・〇一項に掲げる物品	〇・六
四一 関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一・〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一・〇〇号、第八一二・二二号、第八一二・二三号、第八一二・二九号、第八一二・五二号、第八一二・五二号、第八一二・五九号、第八一二・九二号、第八一二・九九号又は第八一二・三〇〇号に掲げる物品	〇・六
四二 関税率表第九四〇一・九〇号の一又は第九四〇四・一〇号に掲げる物品	〇・八
四三 関税率表第九六〇三・二一号、第九六〇三・二九号、第九六〇三・三〇号、第九六〇三・四〇号、第九六〇三・五〇号又は第九六〇三・九〇号に掲げる物品	〇・八

別表第四 特惠関税例外品目表(第八条の二関係)

項 名	品 目
一	関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。)(第二五〇一・〇〇号の一に掲げる物品
二	関税率表第二七一〇・一二号の一、第二七一〇・一九号の一、第二七一一・二〇号の一、第二七一一・四号の一、第二七一一・一九号の二、第二七一一・二二号又は第二七一一・二九号に掲げる物品
三	関税率表第二八三六・二〇号の一に掲げる物品
四	関税率表第四一〇一・二〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇一・九〇号の二、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の一の(二)若しくは二、第四一〇四・四九号の一の(二)若しくは二、第四一〇五・三〇号の一、第四一〇六・二二号の一、第四一〇七・一一号の二、第四一〇七・一二号の二、第四一〇七・一九号の二、第四一〇七・九一号の二、第四一〇七・九二号の二、第四一〇七・九九号の二、第四一二・二〇〇号の二の(一)又は第四一二・三〇〇号の二の(一)に掲げる物品
五	関税率表第四二類に掲げる物品(関税率表第四二・〇三項に掲げる物品を除く。)
六	関税率表第四三〇二・三〇号の一、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのものの以外のもの
七	関税率表第四四一二・一〇号の一又は第四四一二・三一号から第四四一二・三九号までに掲げる物品

八	関税率表第四六〇・一・二九号の一又は第四六〇・一・九四号の三の(一)に掲げる物品
九	関税率表第五〇〇七・二〇号又は第五〇〇七・九〇号に掲げる物品 関税率表第五〇〇一・〇〇号又は第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により 制当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの
一〇	関税率表第五二〇五・一〇号の二、第五二〇五・一一号の二、第五二〇五・一三 号の二、第五二〇五・一四号の二、第五二〇五・一五号の二、第五二〇五・二一 号の二、第五二〇五・二二号の二、第五二〇五・二三号の二、第五二〇五・二四号の二、 第五二〇五・二六号の二、第五二〇五・二七号の二、第五二〇五・二八号の二、第 五二〇五・三二号の二、第五二〇五・三三号の二、第五二〇五・三三三号の二、第五 二〇五・三四号の二、第五二〇五・三五号の二、第五二〇五・四一號の二、第五二 〇五・四二号の二、第五二〇五・四三三號の二、第五二〇五・四四号の二、第五二〇 五・四六号の二、第五二〇五・四七号の二、第五二〇五・四八号の二、第五二〇六・ 一〇号の二、第五二〇六・一一号の二、第五二〇六・一三三號の二、第五二〇六・一 四号の二、第五二〇六・一五号の二、第五二〇六・二一號の二、第五二〇六・二二 号の二、第五二〇六・二三号の二、第五二〇六・二四号の二、第五二〇六・二五号 の二、第五二〇六・三三號の二、第五二〇六・三三三號の二、第五二〇六・三三三 号の二、第五二〇六・三四号の二、第五二〇六・三五号の二、第五二〇六・四一號の二、第 五二〇六・四五号の二、第五二〇七・一〇号の二の(一)、第五二〇七・九〇号の二の (一)、第五二〇八・一〇号から第五二〇八・四九号まで、第五二〇九・一〇号から第 五二〇九・四九号まで、第五二一〇・一〇号から第五二一〇・四九号まで、第五二 一〇・一一号から第五二一一・四九号まで、第五二一二・一〇号から第五二一二・ 一四号まで又は第五二一二・二二號から第五二一二・二四号までに掲げる物品 関税率表第五二〇八・五一号から第五二〇八・五九号まで、第五二〇九・五一号か ら第五二〇九・五九号まで、第五二一〇・五一號、第五二一〇・五九號、第五二一 一・五一号から第五二一一・五九号まで、第五二一二・一五号又は第五二一二・二 五号に掲げる物品のうち ろうけつ染めしたもの(手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原 産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。)以外のもの
一一	関税率表第五八〇一・二二號の二、第五八〇一・二三號の二、第五八〇一・二三 号の二、第五八〇一・二六號の二の(一)、第五八〇一・二七號の二、第五八〇三・〇〇 号の二の(一)又は第五八一一・〇〇号の二の(一)に掲げる物品
一二	関税率表第六一類に掲げる物品(関税率表第六一一三・〇〇号の一及び第六一一七・ 八〇号の一に掲げる物品並びに第六一一六・一〇号の一の(一)及び二の(一)に掲げる物 品のうち手袋を除く。)
一三	関税率表第六二・〇一項から第六二・〇八項まで、第六二〇九・二〇号の二の(一)若 しくは(二)のB、第六二〇九・三〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二〇九・九〇号 の二の(一)若しくは(二)のB、第六二・一〇項、第六二・一一項又は第六二二五・一〇 号に掲げる物品
一四	関税率表第六三〇二・一〇号、第六三〇二・四〇号、第六三〇三・一二号、第六三 〇三・一九号、第六三〇四・一一号、第六三〇四・二〇号又は第六三〇四・九一 号に掲げる物品

一五	関税率表第六四・〇三項から第六四・〇五項までに掲げる物品
一六	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品
一七	関税率表第七一・一三項、第七一一七・一九号又は第七一一七・九〇号の一に掲げ る物品
一八	関税率表第七二〇二・一一号、第七二〇二・一九号、第七二〇二・三〇号、第七二 〇二・四九号、第七二〇二・五〇号又は第七二〇二・七〇号から第七二〇二・九二 号までに掲げる物品 関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの
一九	関税率表第九一三・九〇号の二の(一)に掲げる物品
二〇	関税率表第九三〇五・九九号の一に掲げる物品
二一	関税率表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品

別表第五 特別特惠関税例外品目表(第八条の二、第八条の三関係)

項 名	品 目
一	関税定率法別表(以下この表において「関税率表」という。)(第〇三〇一・九九号 の二の(一)、第〇三〇二・四一號、第〇三〇二・四二號、第〇三〇二・四三號の一、 第〇三〇二・四四號、第〇三〇二・四五號、第〇三〇二・四九號の一、第〇三〇二・ 五一號、第〇三〇二・五四號の一、第〇三〇二・五五號、第〇三〇二・五九號の一、 第〇三〇二・八九號の一、第〇三〇二・九九號の二の(一)、第〇三〇三・五一號、第 〇三〇三・五三號の一、第〇三〇三・五四號、第〇三〇三・五五號、第〇三〇三・ 五九號の一、第〇三〇三・六三號、第〇三〇三・六六號の一、第〇三〇三・六七號、 第〇三〇三・六九號の一、第〇三〇三・八九號の一、第〇三〇三・九一號の二、第 〇三〇三・九九號の二の(一)、第〇三〇四・四四號の一、第〇三〇四・四九號の一、 第〇三〇四・五三號の一、第〇三〇四・五九號の一、第〇三〇四・七一號、第〇三 〇四・七四號の一、第〇三〇四・七五號、第〇三〇四・七九號の一、第〇三〇四・ 八六號、第〇三〇四・八九號の一、第〇三〇四・九四號、第〇三〇四・九五號の一、 第〇三〇四・九九號の一、第〇三〇五・一〇號、第〇三〇五・五一號、第〇三〇五・ 五九號の二の(一)、第〇三〇五・六一號から第〇三〇五・六三號まで、第〇三〇七・ 二一號、第〇三〇七・二二號、第〇三〇七・二九號の二、第〇三〇七・七一號の一、 第〇三〇七・七二號の一又は第〇三〇七・七九號の二の(一)に掲げる物品 関税率表第〇三〇二・九一號の一又は第〇三〇五・二〇号の三に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵 関税率表第〇三〇五・三二號又は第〇三〇五・五三三号に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの) 関税率表第〇三〇五・三九号の二に掲げる物品のうち にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベ ル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリ ス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コ

	ロラビス属のもの) 関税率表第三〇五・五四号に掲げる物品のうち にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ)、いわし(サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コララビス・サイラ) 関税率表第三〇五・六九号の二に掲げる物品のうち にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コララビス属のもの) 関税率表第三〇五・七二号の二の(□)のB若しくは(□)のB又は第三〇五・七九号の二の(□)のB若しくは(□)のBに掲げる物品のうち にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コララビス属のもの) 関税率表第三〇七・四二号、第三〇七・四三号又は第三〇七・四九号の二に掲げる物品のうち もんこういか以外のもの 関税率表第三〇七・九一号、第三〇七・九二号又は第三〇七・九九号の二に掲げる物品のうち スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱
二	関税率表第一〇〇五・九〇号の二に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定を受けないもの(第八条の五第二項において準用する同法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のものに限る。) 関税率表第一〇〇六・一〇号から第一〇〇六・四〇号までに掲げる物品のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の返還に係るもので輸入されるもの以外のもの
三	関税率表第一〇〇二・九〇号の三、第一〇〇三・一九号の四、第一〇三・二〇号の三の(□)、第一〇四・一九号の二の(□)、第一一〇四・二九号の二又は第一一〇八・二〇号に掲げる物品 関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・一九号までに掲げる物品のうち 第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により

	割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの(でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものに限る。)、以外のもの
四	関税率表第二二二・二二号の一又は二に掲げる物品 関税率表第二二二・二二号の三に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウンダリア・ピンナティフィダ)以外のもの
五	関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号、第一七〇一・九九号、第二七〇二・三〇号の二の(一)又は第一七〇二・九〇号の五の(□)のAに掲げる物品 関税率表第一七〇二・四〇号の二又は第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうち砂糖を加えたもの 関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品のうち 分蜜糖 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品のうち 分蜜糖のもの
六	関税率表第一九〇一・二〇号の一の(□)のA若しくはDの(b)若しくは(□)、第一九〇一・九〇号の一の(□)のA若しくはDの(b)、第一九〇四・二〇号の二の(一)又は第一九〇四・二〇号の二の(一)に掲げる物品 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(三)又は第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの
七	関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のイに掲げる物品 関税率表第二〇〇八・九九号の二の(□)のBの(d)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)以外のもの
八	関税率表第二〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品 関税率表第二〇六・九〇号の二の(□)のAに掲げる物品のうち 分蜜糖のもの
九	関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品
一〇	関税率表第四二・〇三項に掲げる物品
一一	関税率表第四三〇二・一九号から第四三〇二・三〇号まで、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの
一二	関税率表第六四・〇一項、第六四・〇二項又は第六四・〇六項に掲げる物品
一三	関税率表第九一・三・九〇号の一に掲げる物品